

埼玉県消防広域化推進計画（案）

令和 7 年 3 月改定

埼 玉 県

目 次

第1章	自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項	
1	市町村消防の広域化の必要性	1
2	消防広域化とは	1
3	消防広域化によって期待される効果	1
4	市町村の消防広域化に関する国の動向	5
5	市町村の消防広域化に関する埼玉県の取組	6
6	消防本部数の推移	9
7	消防広域化に対する懸念	10
第2章	埼玉県内の消防広域化の状況	
1	連携・協力の進捗	11
2	消防広域化の進捗	12
3	広域化した消防本部が得られた効果	14
第3章	市町村消防の現況及び将来の見通し	
1	人口動態の変化	17
2	火災出動	19
3	救急出動	20
4	救助出動	20
5	災害の激甚化、頻発化、大規模化	21
第4章	消防の連携・協力の推進	
1	連携・協力の必要性等	22
2	連携・協力の具体例	22
3	連携・協力の推進	24
4	県の取組	25
第5章	消防広域化の推進	
1	広域化のめやす	26
2	広域化対象市町村の組み合わせ	26
3	小規模消防本部の解消等	30
4	ブロックを超えた広域化	30
	※参考 消防広域化の実施手順	
第6章	自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項	
1	県の取組	31
2	国が行う財政支援	32
	※参考 広域化における財政支援の活用事例	

第7章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

- 1 広域化後の消防の体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

第8章 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

- 1 消防団との連携の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 2 防災・国民保護担当部局との連携の確保・・・・・・・・・・・・・・ 35

消防広域化推進計画の推進期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

参考資料 1	埼玉県消防広域化推進計画策定経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
参考資料 2	埼玉県消防広域化推進委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
参考資料 3	消防組織法（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
参考資料 4	市町村の消防の広域化に関する基本指針（消防庁告示第33号）・・・・・・・・	40
参考資料 5	市町村の消防の広域化に関する基本方針の一部改正について（通知）・・	45
参考資料 6	市町村の消防の連携・協力に関する基本指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
参考資料 7	市町村の消防の連携・協力の基本指針の一部改正について（通知）・・	58
参考資料 8	消防の広域化及び連携・協力の推進にかかる財政措置（令和6年度）・・	60
参考資料 9	平成18年消防組織法改正以降の広域化の実績（令和6年4月1日現在）・・	61
参考資料 10	連携・協力の実績（令和6年4月1日現在）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
参考資料 11	消防吏員数・消防団員数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
参考資料 12	埼玉県内の消防広域化の進捗（令和6年4月1日現在）・・・・・・・・・・・・	65

第1章 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

1 市町村消防の広域化の必要性

消防組織法第1条では、「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。」と規定されています。

近年、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化、感染症による救急需要のひっ迫等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応する必要が増加してきています。

しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財産運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合があります。

これを克服するためには、市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効であり、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化等が期待されています。

2 消防広域化とは

消防広域化は、消防組織法第31条で「二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下同じ。）を共同して処理することとする事又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。」と定義されています。さらに、「消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として行わなければならない。」とされています。

消防広域化の具体的な方法としては、消防事務を共同処理する組合や広域連合の設立、既存の消防組合の構成市町村の増加、消防事務以外の事務を処理する組合における消防事務の追加、単独で消防事務を実施する他市町村への事務委託が考えられます。

なお、消防団については、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」第一、2において消防広域化の対象とされていません。

3 消防広域化によって期待される効果

消防広域化により、次のような効果が期待されます。

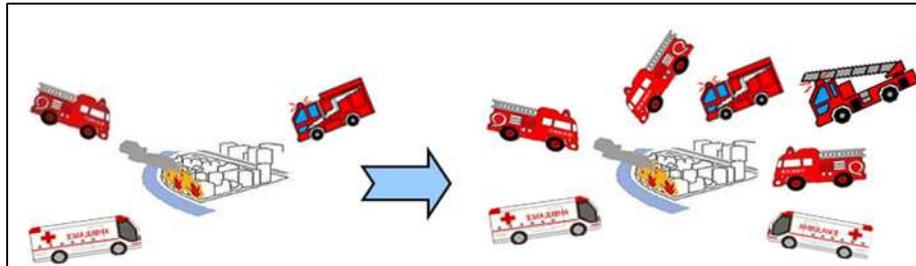
○ 災害発生時における初動体制の強化やノウハウの共有

火災が発生した時は、できるだけ多くの消防隊員と車両が迅速に現場へ到着し、一気呵成に消火活動を実施することが重要です。消防広域化によって、消防本部の隊員数及び車両台数が増えると、119番通報を受けてすぐに、多くの隊を投入することができるようになります。これにより、早期に消火でき、近隣家屋等への延焼を防ぐことができます。

○ 運用可能な部隊数の充実及び統一的な指揮の下での効果的な部隊運用

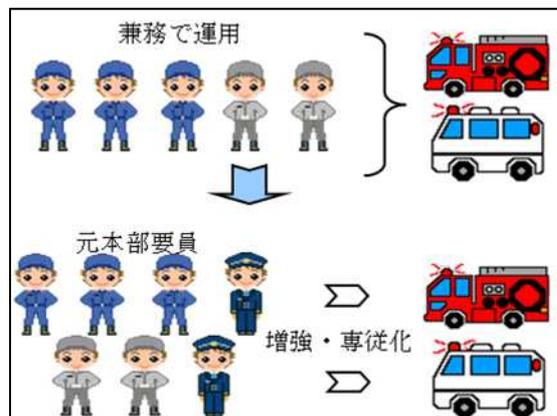
コロナ禍など感染症拡大時に見られたように救急搬送の需要拡大時等における資機材や人員増への対応など、あらゆる事態に備えて運用可能な部隊の充実が消防業務にとって、重要な課題となっています。

また、市町村境界をまたぐ災害が発生した時、各市町村の消防本部がそれぞれに活動するより、消防広域化によって統合した組織のひとつの指揮命令下で部隊を運用する方が、効果的に対応することができます。



○ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強

消防広域化を行うと総務管理部門が統合され、指令も一元的に運用されることとなります。これにより、本部機能に係る職員体制がスリム化され、その分を現場へ配置転換することができるようになるため、活動隊の増隊や隊員の専従化が可能になります。



○ 予防業務、救助業務、救急業務等の高度化及び専門化

消防の業務のうち、防火対象物の査察や火災原因調査といった予防業務は専門性が高いため、専任職員を育成し、高い専門性を身に付けさせることが必要です。また、救急業務は、高度な専門性を持った救急救命士の育成が求められています。

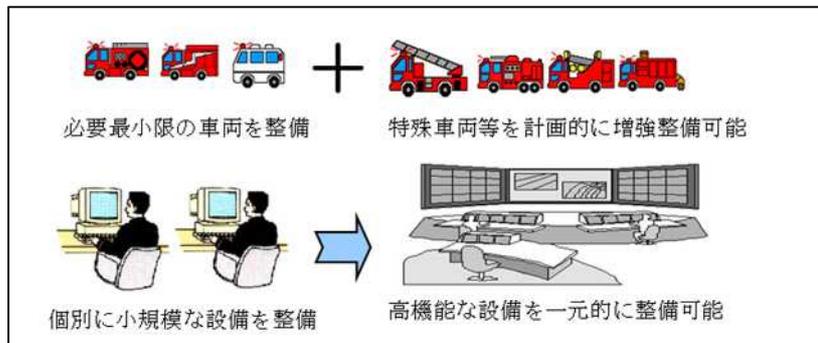
しかし、職員の少ない消防本部では、専任職員を育成、配置することが難しいのが実情です。

消防広域化によって人員に余裕が生まれると、こうした専任職員を配置し、育成することが可能となります。



○ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備

多岐に渡る災害に対応するためには、はしご車などの特殊車両の整備が必要です。特殊車両は高額であるため、小規模な消防本部では一般的に購入及び維持するための予算確保は厳しい面がありますが、消防広域化により財政規模が大きくなることで、高額な車両や資機材を導入しやすくなります。



○ 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

消防本部の管轄区域内において、どの署所からも遠隔地になってしまう、いわゆる空白地区があっても、財政規模や職員数などを考慮すると容易に署所を増やすことはできません。一方で、管轄区域境に近隣消防本部の消防署所が立地していることがあります。

消防広域化によって管轄区域が広がることで、より広域的な視点で署所の配置が可能になり、現場到着時間の短縮に繋がります。

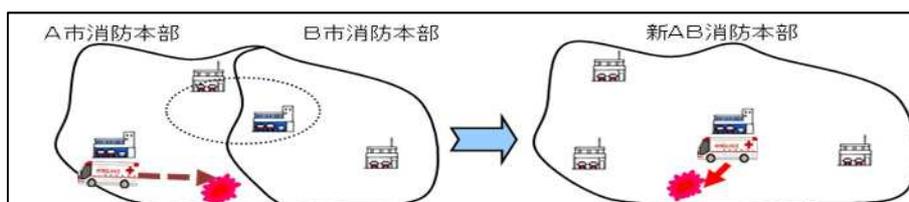
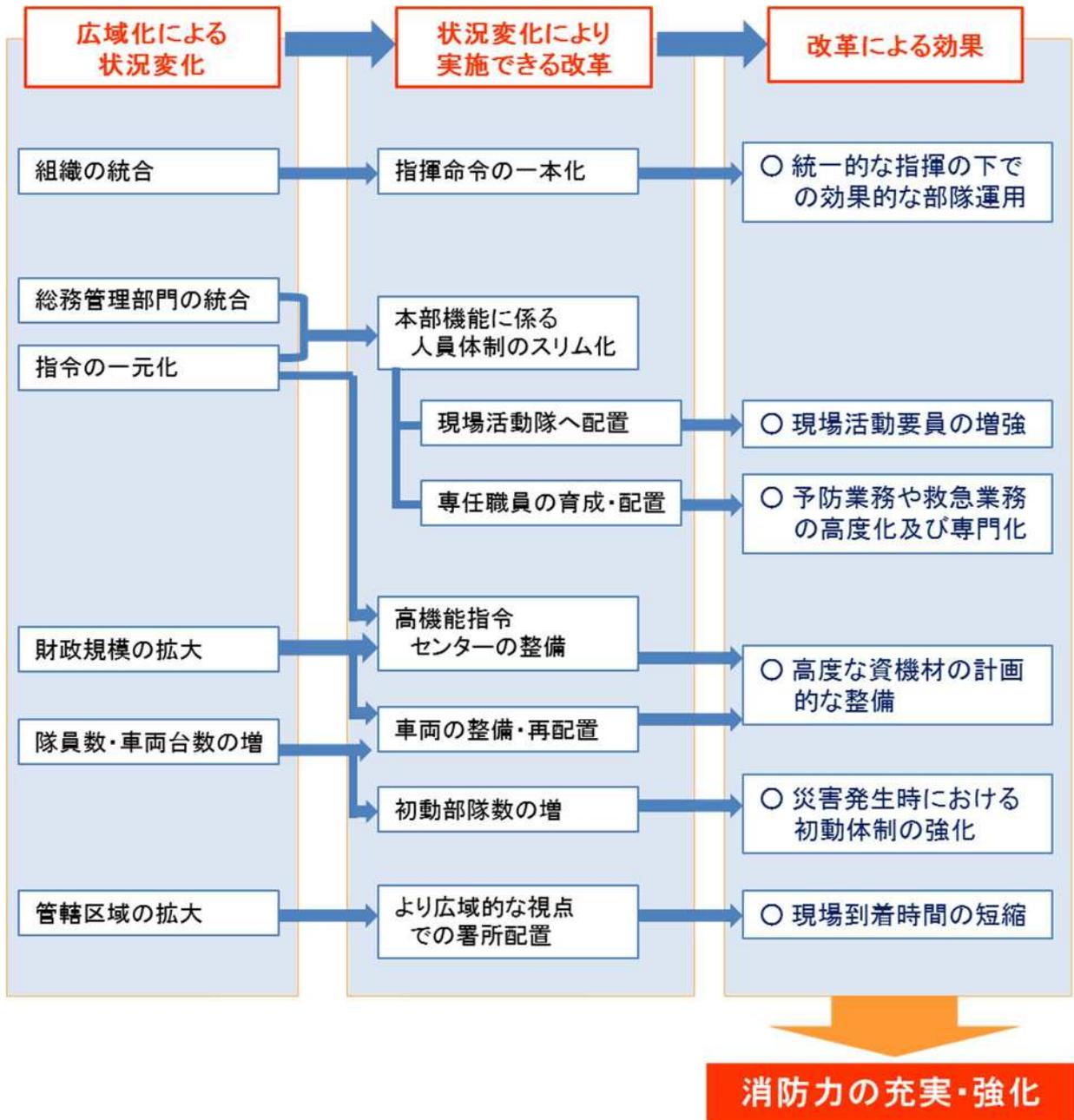


図1 消防広域化により期待される効果のイメージ



4 市町村の消防広域化に関する国の動向

(1) 消防組織法の改正

国は、平成18年（2006年）4月に消防組織法を改正し、消防本部の規模を大きくすることにより消防体制の一層の充実強化と高度化を図る、消防の広域化を推進することとしました。さらに、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を定め、消防広域化の推進に当たり、都道府県において消防広域化推進計画を策定することとしました。その後、平成25年（2013年）、平成30年4月（2018年）、令和6年4月（2024年）に基本指針を改定しました。

(2) 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（「基本指針」）の改正

国は、令和6年（2024年）4月1日に、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を改正し計画の推進期限を令和11年（2029年）4月1日としています。

指針では、消防を取り巻く現状認識を災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等に的確に対応、住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要があるとしています。

しかし、人口減少社会の到来、高齢化の進展、激甚化・頻発化する自然災害等への対応等に鑑み、「国、都道府県及び市町村が一体となり、消防力の維持・強化に当たって最も有力な消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることがこれまで以上に必要となっており、喫緊の最重要課題となっている。」としています。

また、消防広域化の推進のため、市町村に、自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力を分析し、今後のあるべき姿を考えることを求めています。

都道府県には、この分析を生かしながら積極的にリーダーシップを発揮して自主的な市町村の消防の広域化の推進に取り組むこととされ、あわせて、消防事務の一部について柔軟に連携・協力を行うことについても推進し、必要な支援をするよう求められています。

【基本指針の主な内容】

・広域化対象市町村の組合せ

市町村の消防の広域化の規模は、「全県一区」での広域化が理想的な消防本部のあり方ともいえるが、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模などを考えると、管轄人口30万人以上の規模を目標とすることが適当であるとしています。

その上で、まずはおおむね10年後までに広域化すべき組合せを定めた上で、推進期限までに広域化すべき組合せを定め、必要に応じ、段階を踏んだ組合せや実現可能性のある複数の組合せも定める、としています。

また、消防の連携・協力を実現している地域や今後検討している地域の状況も考慮し広域化対象市町村の組み合わせを検討することが必要としています。

・消防広域化重点地域の指定

推進期限までに広域化を実現させるべき地域は消防広域化重点地域に指定することが望ましく、その中でも、次に掲げる地域について、消防広域化重点地域に可能な限り指定することが望ましいとしています。

(1) 特定小規模消防本部（消防吏員数が50人未満の消防本部）

(2) 非常備市町村

(3) 消防の連携・協力の実施地域

(3) 広域化を希望しているが、広域化の組合せが決まっていない消防本部

なお、県内には(1)特定小規模消防本部、(2)非常備市町村のいずれもありません。

5 市町村の消防広域化に関する埼玉県の取組

(1) 埼玉県消防広域化推進計画の策定

平成18年（2006年）6月の消防組織法改正、7月の市町村の消防の広域化に関する基本方針を受け、平成19年（2007年）6月に埼玉県消防広域化推進委員会を設置し、平成20年（2008年）3月に埼玉県消防広域化推進計画（以下「当初計画」という。）を策定しました。

当初計画では、将来にわたり十分な消防力と強固な財政基盤を持ち、行財政上のスケールメリットを活かせる規模の管轄面積と人口を有する消防本部を構築する必要から、その基準を政令指定都市（管内人口50万人）の規模としました。

その上で、市町村の意向や地理的特性や歴史・生活圏等に留意して、県内を7つのブロックに分け、広域化することを目標としました。

併せて、ブロック単位での指令業務共同運用についても検討していくこととしました。

当初計画の推進期限は、国の指針を受け、平成25年（2013年）4月1日としました。

その後、平成31年3月に消防広域化をさらに推進するため、当初計画を改定し推進期限を令和6年4月1日までとしました。

(2) 市町村説明会等の開催

当初計画策定後、各消防本部消防長との意見交換会、市町村事務担当者への説明会を実施した後、ブロックごとに連絡会議を開催しました。

この連絡会議を契機に、2つのブロックで消防広域化協議会が設立され、消防広域化へとつながりました。その後、さらに2つの地域で消防広域化への動きが生まれ、県では、これらの地域を重点化地域に指定し、消防広域化協議会開催に係る経費の一部を補助する制度を新設するとともに、国の財政支援を受けられるようにしました。この結果、2地域ともに消防広域化を実現しました。

また、小規模消防本部とそれに近接する消防本部に働きかけて広域化勉強会を開催し、消防広域化のメリットや広域化を実施する上での課題の検討等を行いました。

平成28年度(2016年度):坂戸・鶴ヶ島消防本部、西入間広域組合消防本部

平成29年度(2017年度):川口市消防局、蕨市消防本部、戸田市消防本部

平成30年度(2018年度):川口市消防局、蕨市消防本部、戸田市消防本部

令和2年度(2020年度):熊谷市消防本部、行田市消防本部、深谷市消防本部、秩父消防本部、児玉郡市広域消防本部

令和2年度(2020年度):羽生市消防本部、蓮田市消防本部、埼玉東部消防組合消防局

令和4年度(2022年度):坂戸市

令和5年度(2023年度):研修会の実施(県内消防本部)

併せて、広域化に繋がる消防の連携・協力の一つである指令業務の共同運用に関する勉強会を開催しています。

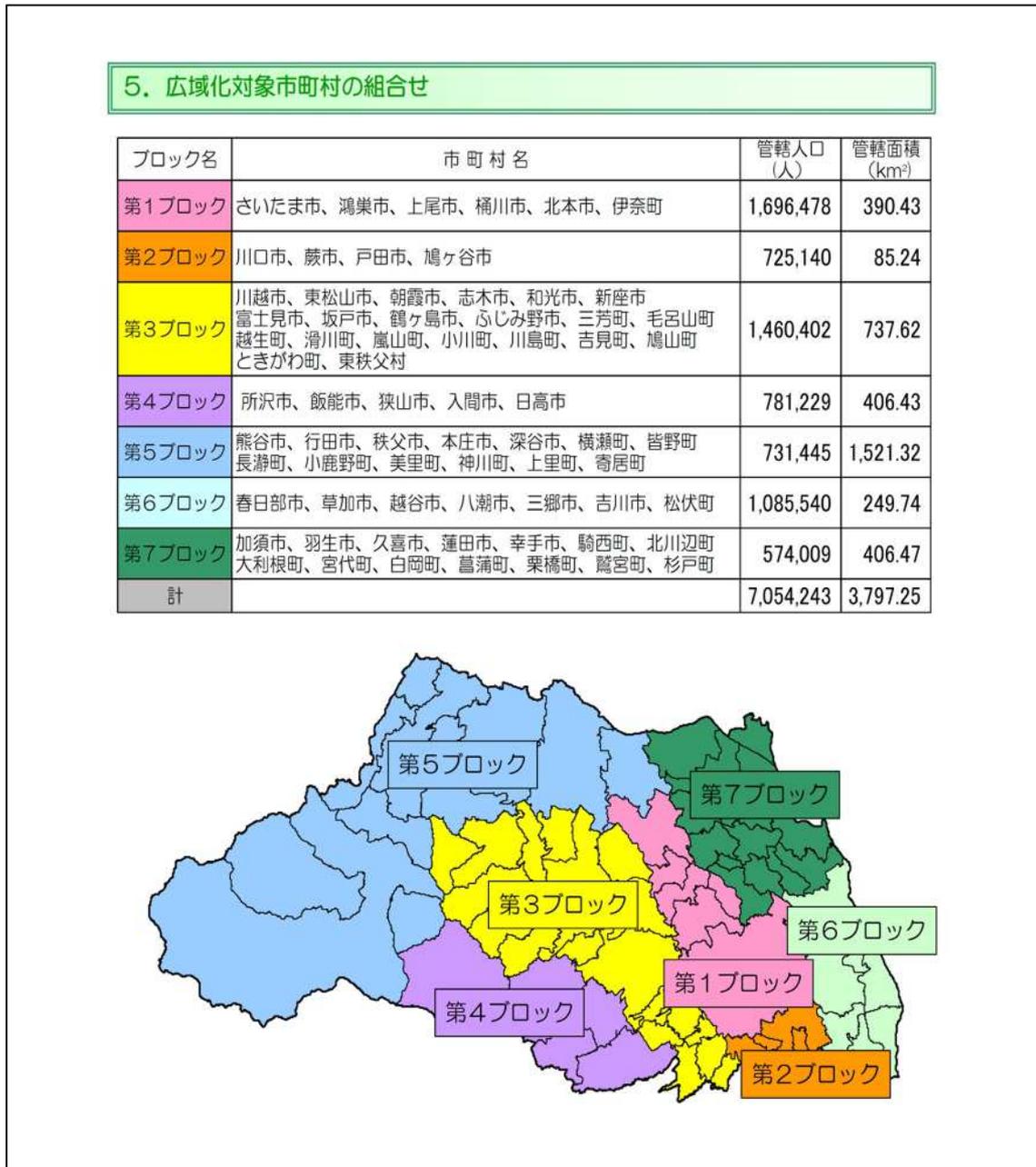
(3) 職員派遣の実施

消防広域化をめざす市町村等が、法定又は任意の広域化協議会等を開催する際、県職員が委員として参加して課題について共に検討し、他県の情報や国の動向等消防広域化に関する情報提供、消防広域化重点地域の指定に向けた助言などを行いました。

(4) 消防広域化に関する広報・啓発

埼玉県における消防広域化の進捗状況を県ホームページに掲載しました。

図2 当初計画が示した広域化対象市町村の組合せ



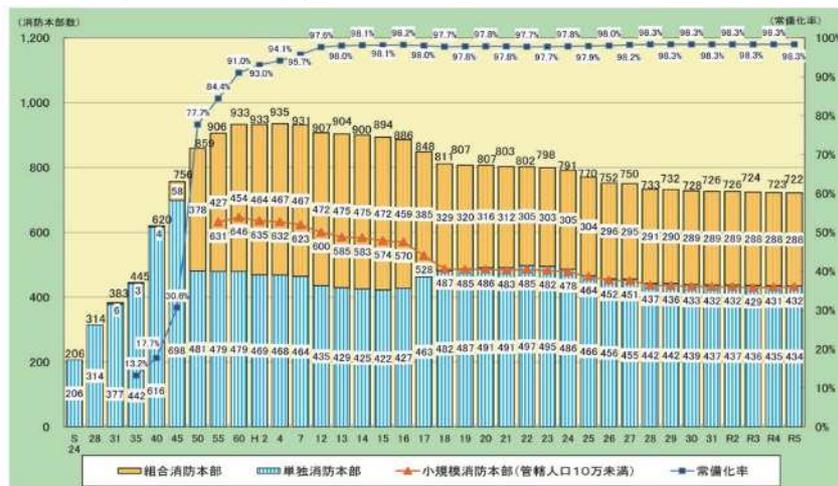
出典：埼玉県消防広域化推進計画（平成20年（2008年）3月）

6 消防本部数の推移

(1) 全国の状況

昭和23年(1948年)3月7日に消防組織法が施行されて以来、「市町村消防の原則」が消防制度の根幹として維持され、消防本部及び消防署の設置が進められてきました。全国の消防本部数は206本部からはじまり、平成3年(1991年)に過去最多の936本部まで増加しましたが、平成6年(1994年)以降は、市町村消防の広域化の推進や市町村合併の進展とともに減少し、令和6年(2024年)4月1日現在で720本部となっています。このうち、管轄人口10万人未満のいわゆる小規模消防本部は432本部で全体の約60%を占めています。

図3 全国の消防本部数



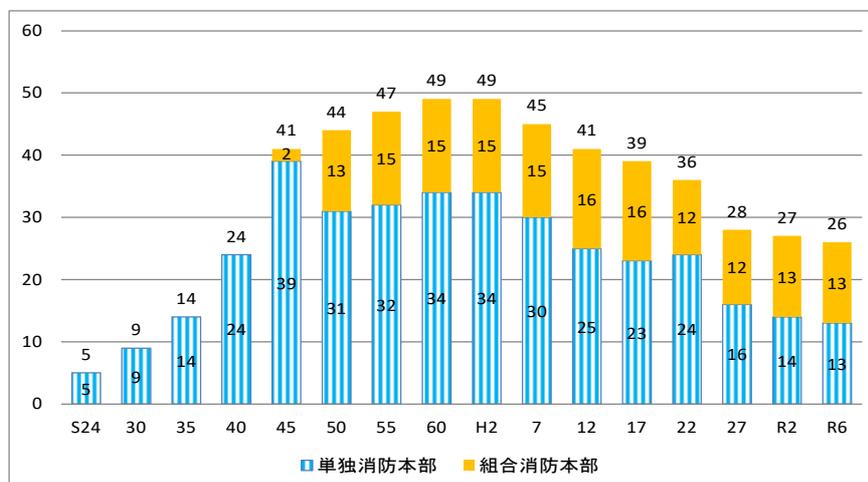
出典：令和5年版消防白書

(2) 埼玉県の場合

埼玉県の消防本部数は、5本部からはじまり、最も多かった平成2年(1990年)で49本部まで増加しました。

その後、市町村合併や消防広域化の進展により減少し、現在26本部となっています。

図4 埼玉県の消防本部数



7 消防広域化に対する懸念

国では、消防広域化の阻害要因となりうる懸念とそれに対する考え方を示しています。

(1) 広域化に伴う消防力の配置替え

懸念 規模が異なる消防本部が広域化を検討する場合、大きな本部にとっては広域化の相手方である小さな本部に人員や車両が流れてしまうのではないかと、また、小さな本部にとっては大きな本部に消防力が集中してしまうのではないかと。

考え方 広域化前の消防サービスを低下させないことを前提に、最適な消防力の配置を検討することで、広域化によって初動の出動体制が充実します。このため、総合的にみると消防力の強化が図られます。

(2) 消防本部と市町村との関係

懸念 消防本部と関係市町村の防災部局や消防団との連携が取りにくくなるのではないかと。

考え方 市町村との連携については、各市町村と消防本部による協議会の設置や人事交流を行うことが有効です。また、消防団との連携については、消防署所に消防団との連絡調整担当を配置するなどによってつながりを維持することが重要です。

(3) 具体的課題に対する意見の相違

懸念 広域化の方式や本部の位置、署所の組織体制などの調整事項が多岐に渡ることから、意見が一致せず調整できないのではないかと。

考え方 先例を参考にしつつ、国の消防広域化推進アドバイザー制度を活用したり、都道府県の支援を要請したりする方法が考えられます。

(4) 財政負担のあり方

懸念 市町村の財政負担が増大するのではないかと。

考え方 財政負担の方法については、基準財政需要額の割合で負担する方法、人口割合で負担する方法、その両方を勘案して定める方法などが考えられます。また、当面の間、現在の財政負担額を超えないように算定方法を工夫すること等により財政負担の増大を抑えることができます。

構成市町村で、地域の将来的な人口動態や消防力の見通しを踏まえ、消防力の維持・強化を図るという視点を共有した上で、十分に検討することが重要です。

(5) 広域化を実現するために必要な事務負担及び経費負担

懸念 消防広域化推進協議会を設置することとなりますが、その協議会に職員を派遣すると、従来の業務を行う職員が減り、事務負担が増大するのではないかと。また、広域化に伴う臨時的な経費が大きな負担になるのではないかと。

考え方 広域化に関する事務は一時的なものです。また、広域化に伴う臨時的な経費は、消防広域化支援措置として特別交付税措置が講じられています。

第2章 埼玉県内の消防広域化等の状況

1 連携・協力の進捗

(1) 連携・協力（消防指令の共同運用）を行っている消防本部

令和6年4月現在、2つの地域で消防指令の共同運用が行われています。

熊谷市・行田市消防通信指令事務協議会 平成23年10月	熊谷市消防本部 行田市消防本部
埼玉西部地域消防指令事務協議会 令和6年4月	埼玉西部消防局 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部 比企広域消防本部 西入間広域消防組合消防本部

(2) 協議会が設置されている消防本部

県東南部地域を管轄する以下の地域で、消防指令業務の共同運用に向けた協議会が設置されています。

東埼玉消防指令業務共同運用協議会	越谷市消防局 三郷市消防本部 吉川松伏消防組合消防本部 春日部市消防本部 草加八潮消防局
------------------	--

図5 指令業務の共同運用（令和6年4月現在）



2 消防広域化の進捗

(1) 広域化を実現した消防本部

当初計画策定後、以下の4本部が広域化を実現し、36あった消防本部が26となりました。また、小規模消防本部は、当初計画時点で12本部ありましたが、現在6本部となっています。

埼玉西部消防局 平成25年(2013年)4月1日	所沢市消防本部 狭山市消防本部 入間市消防本部 埼玉西部広域事務組合消防本部 (飯能市・日高市)
埼玉東部消防組合消防局 平成25年(2013年)4月1日	久喜地区消防組合消防本部 (久喜市・宮代町) 加須市消防本部 幸手市消防本部(小規模消防本部) 白岡市消防本部(小規模消防本部) 杉戸町消防本部(小規模消防本部)
草加八潮消防局 平成28年(2016年)4月1日	草加市消防本部 八潮市消防本部(小規模消防本部)
上尾市消防本部 令和5年(2023年)4月1日	上尾市消防本部 伊奈町消防本部(小規模消防本部) 伊奈町が上尾市に事務委託

(2) 広域化重点地域に指定された消防本部

令和6年4月1日現在、広域化重点地域に指定されている地域はありません。

図6 埼玉県内消防広域化の状況

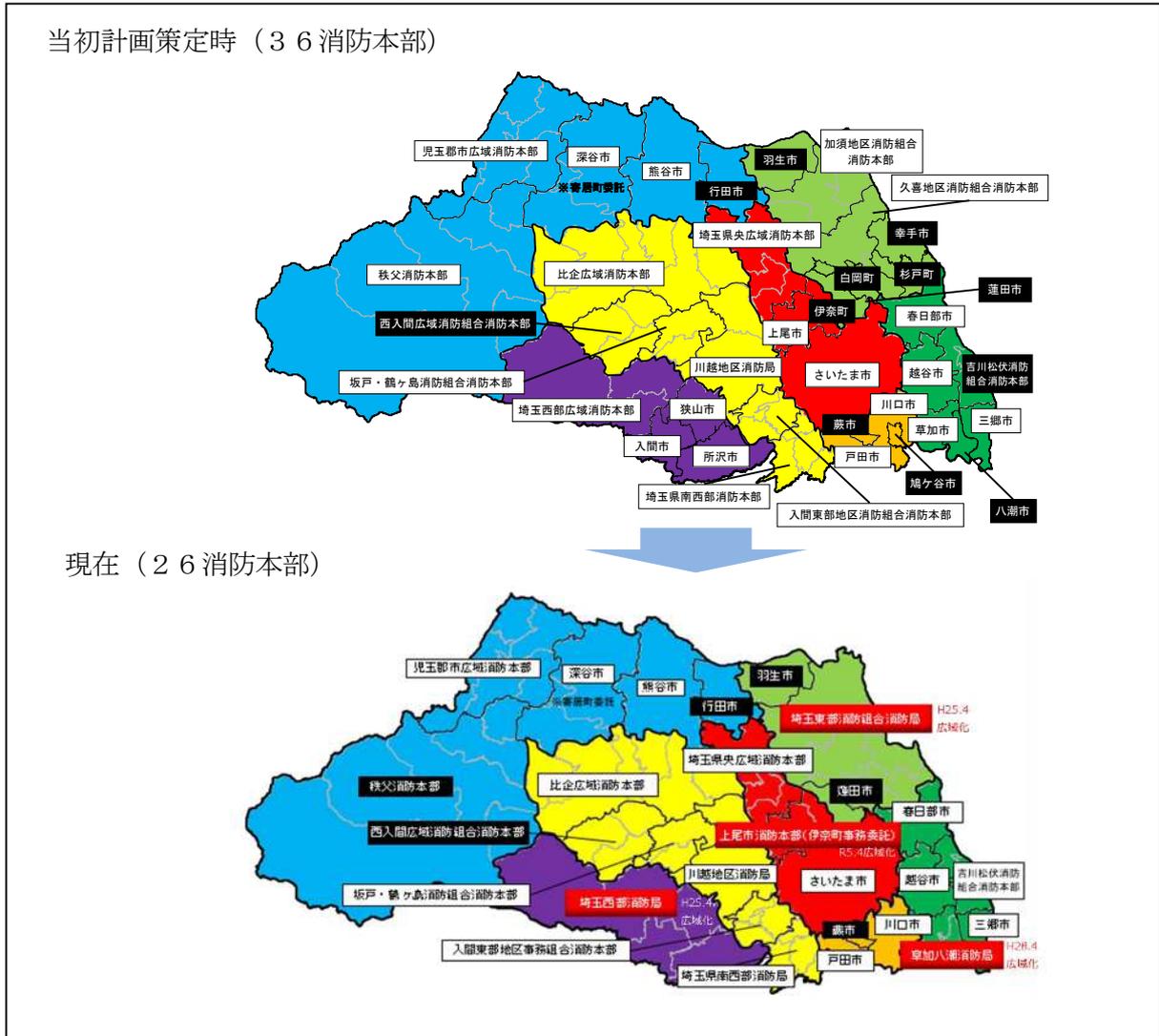


表1 埼玉県内消防本部数の推移

消防の規模	平成20年(2008年)4月1日現在				令和6年(2024年)4月1日現在			
	埼玉県		全国		埼玉県		全国	
	本部数	構成比	本部数	構成比	本部数	構成比	本部数	構成比
小規模消防本部 管轄人口10万人未満	12	33%	486	60%	6	23%	432	60%
管轄人口 10万人以上30万人未満	18	50%	241	30%	12	46%	201	28%
管轄人口 30万人以上50万人未満	5	14%	52	6%	5	19%	53	7%
管轄人口50万人以上	1	3%	28	4%	3	12%	34	5%
計	36	100%	807	100%	26	100%	720	100%

3 広域化した消防本部が得られた効果

広域化を実現した消防本部では、以下の3点を消防広域化の効果として共通して挙げています。

なお、令和5年に事務委託方式により広域化が実現した上尾市消防本部の効果は今後検証していきます。

(1) 初動体制の強化 ⇒ 住民サービス向上

総職員数、車両数が増えたため、初動体制を強化することができました。火災出動において、初期の出動隊が多ければ、早期消火につながり、延焼を防止することができます。

埼玉西部消防局、埼玉東部消防組合消防局ともに、広域化前は初期出動が3～5台の消防本部がありましたが、広域化後には8～9台投入し、その後も順次増隊できる体制に強化されました。

(2) 職員の再配置 ⇒ 人員配備の充実

総務や指令の機能を集約し業務を整理することで生み出された消防職員を、より現場に近い部署に再配置できました。

埼玉西部消防局では、46人の消防職員を配置転換することができました。これにより、指揮隊の隊員数を2人から4人に増員できたため、各活動隊からの情報収集及び各活動隊への指示伝達といった現場指揮が、より迅速かつ的確に行えるようになりました。さらに、高度な資機材と隊員を擁する高度救助隊や飯能市や日高市での山岳遭難に対応した山岳救助隊を新設するとともに、水難救助活動（潜水業務）を行う水難救助隊を編成しました。

埼玉東部消防組合消防局では、42人を再配置することができました。これにより、高度救助隊及び水難救助隊を設置したほか、新たに3つの指揮隊を設けました。

(3) 高額設備の集約化、職員の研修機会増加 ⇒ 消防体制基盤の強化

高額な設備や使用頻度の高くない車両を集約化でき、経費を節減できました。

また、組織が拡大したことで職員の融通が利くようになり、より高度な技術や知識を得られる研修に参加できるようになったり、職員のモチベーションアップにつながる人事異動の選択肢が増えるなど、組織全体の活性化につながっています。

消防無線のデジタル化については、広域化前の消防本部で単独整備するよりも低廉な経費で整備できました。埼玉西部消防局では5億9千万円、埼玉東部消防組合消防局では4億6千万円の削減となっています。

表2 広域化した消防本部が得られた効果

① 住民サービス向上

	埼玉西部消防局	埼玉東部消防組合消防局	草加八潮消防局
初動体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・市境の現場への救急車到着時間が短縮 ・火災発生時の初期出動台数 3～5台 → 9台出動に拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・H27.1.16 から指令を統合し直近方式に変更(市境の現場への現場到着時間が短縮) ・火災発生時の初期出動台数 5台 → 8台出動に拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・出動区域の見直しにより市境の救急車到着時間短縮(1分～2.5分) ・火災発生時の初期出動台数 7～10台 → 全区域10台に統一 ・待機部隊の確保(ポンプ) 0～1台→4台に拡充

② 人員配備の充実

	埼玉西部消防局	埼玉東部消防組合消防局	草加八潮消防局
現場要員の増	<ul style="list-style-type: none"> ・総務及び指令部門から46人を現場に配置(当時の全職員数:866人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務及び指令部門から42人を現場に配置(当時の全職員数:640人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務及び指令部門から10人を現場に配置(当時の全職員数:329人) ・乗換運用の救急車2隊のうち1隊を専従化
業務の高度化・専門化	<ul style="list-style-type: none"> ・高度救助隊、山岳救助隊、水難救助隊の新設 ・指揮隊の増員(2人→4人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・水難救助隊、高度救助隊の新設 ・局内に救急課を設置 ・3消防署に指揮隊を新設し、4隊体制とした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高度救助隊の新設 ・指揮隊・救助隊の人員を増員した。

③ 消防体制基盤の強化

	埼玉西部消防局	埼玉東部消防組合消防局	草加八潮消防局
装備の効率的運用	<ul style="list-style-type: none"> ・重複するはしご車、化学車の見直し 見直し後、経費節減が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・NBC部隊の専門化で資機材集約による節減 ・はしご車のうち1台を屈折型に置き換えるなど、多様な機能の車両を導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・はしご車のうち1台を屈折型に置き換えて機能向上 ・車両配置の見直しによる出動体制の効率化 ・市境解消による出動計画見直しにより、頻繁に発生していた救急隊全隊出動の状況が解消
無線デジタル化	<ul style="list-style-type: none"> ・単独整備に比較して5億9千万円の削減(総額17億4千万円→11億5千万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・単独整備に比較して4億6千万円の削減(総額13億5千万円→8億9千万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・単独整備と比較して5億2千万円の削減(総額7億9千万円→2億7千万円)

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・職員年齢構成の平準化 ・構成市の訓練施設(屋外訓練塔など)が利用可能に 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員ローテーション活性化(異動先:4~11課署→23課署) ・業務の専従化等による職員モチベーションの向上 消防大学校等への研修派遣の機会拡大 ・資機材の共有 ・単独では実施しにくかった庁舎の大規模修繕 ・訓練施設の重点運用による訓練体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員年齢構成の相互補完 ・異動先の増加(5~9課署→15課署) ・構成市の訓練施設が利用可能に
-----	---	--	--

また、以下についても効果が認められます。

④緊急消防援助隊としての出動機会

緊急消防援助隊は、大規模災害発生時に迅速かつ効果的な消火や救助活動を展開するため、国の指示で都道府県の垣根を超えて出動するもので、埼玉県大隊は平成7年(1995年)の創設から令和6年(2024年)3月までに、7回の応援出動の実績があります。

緊急消防援助隊での出動を通じて、自ら所管する地域が被災した場合の大規模な応援隊を受け入れる体制に活かすことができます。

一方、緊急消防援助隊の活動は被災地への往復も含め約1週間単位で行われます。この間も、派遣元消防本部は、管内で突発的に発生する災害等に対応可能な体制を維持しなければなりません。このため、消防力にある程度の余力がないと派遣することが難しいのが現状です。

広域化した消防本部では、緊急消防援助隊の登録隊数が増え出動機会も多くなるため、受援体制の的確な構築など消防力の強化につながります。

表3 緊急消防援助隊の登録隊数と出動実績

消防本部の規模	管轄人口 50万人以上	管轄人口 30~50万人	管轄人口 10~30万人	管轄人口 10万人未満
消防本部数	3	5	12	6
登録隊数	平均36隊	平均14隊	平均7隊	平均4隊
出動実績	平均5.0回	平均2.6回	平均1.9回	平均0.3回

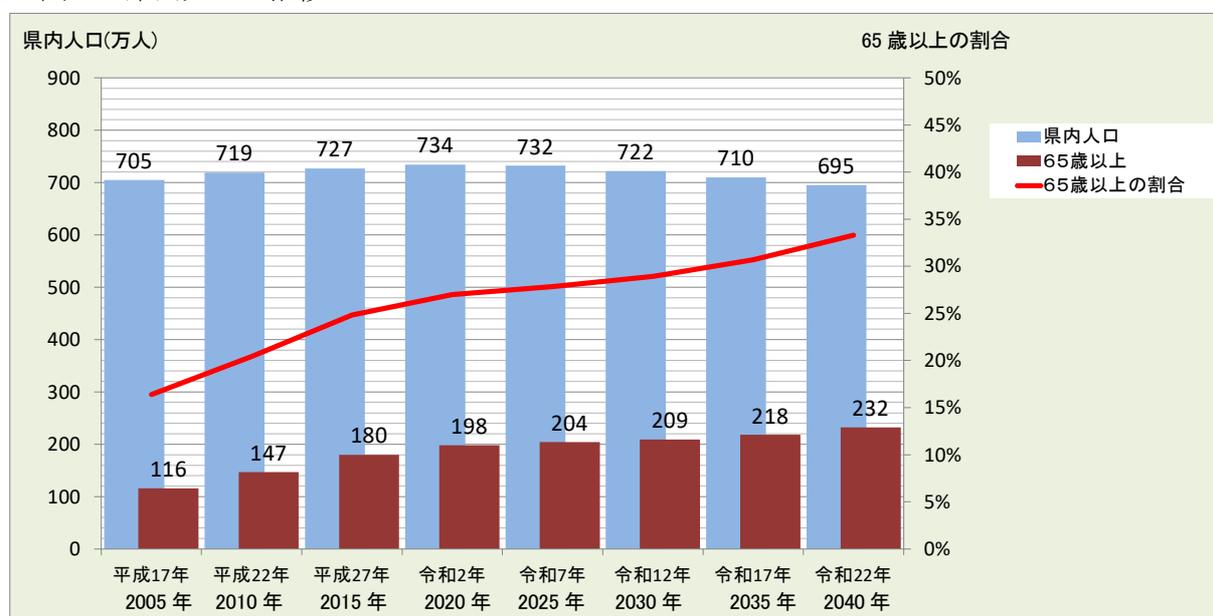
第3章 市町村消防の現況及び将来の見通し

1 人口動態の変化

埼玉県は、令和2年（2020年）の国勢調査では734万人です。また、65歳以上の高齢者は198万人で、県人口の27%を占めています。これは、平成20年（2008年）3月に埼玉県消防広域化推進計画が策定されたときに参考にした平成17年（2005年）時点と比較すると、総人口で4.1%の増、高齢者人口は、71.4%増と大幅な伸びとなっています。

今後の県内人口は、令和2年（2020年）の734万人をピークに、急激に下がるものと予想されます。令和22年（2040年）には700万人を下回り、令和2年（2020年）の5.3%減になる一方で、65歳以上の高齢者人口は増加が続き、令和17年（2036年）には高齢者の割合は30%を超えるものと見込まれています。

図7 県内人口の推移



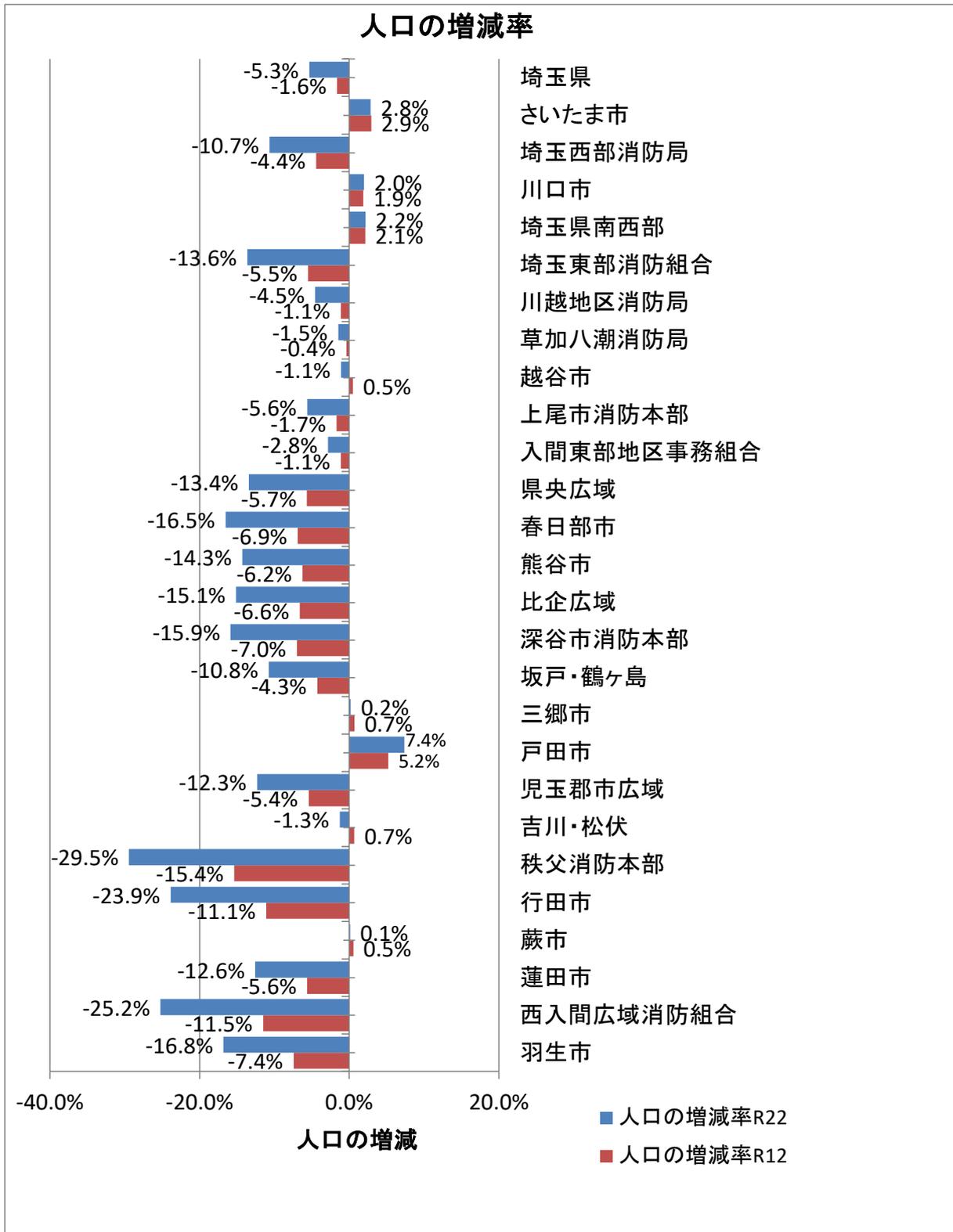
出典 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口・令和5年版」

県内の消防本部ごとの人口の増減についてみると、令和2年（2020年）と令和12年（2030年）を比較すると、埼玉県全体でも1.6%の減少となり、約70%の消防本部において人口が減少することが見込まれます。令和2年と比較し令和12年に管轄人口が10%以上減少する消防本部が3消防本部見込まれ、令和22年には令和2年と比較し管轄人口が15%以上減少する消防本部が7消防本部見込まれます。

人口減少と高齢化の急速な進行により、生産年齢人口の割合は減少していくことが予想されています。生産年齢人口の減少に伴い、財源の確保もさらに厳しい状況になっていくと考えられます。

図8 消防本部別人口の推移予測

令和2年度（2020年度）を100%とした10・20年後の増減



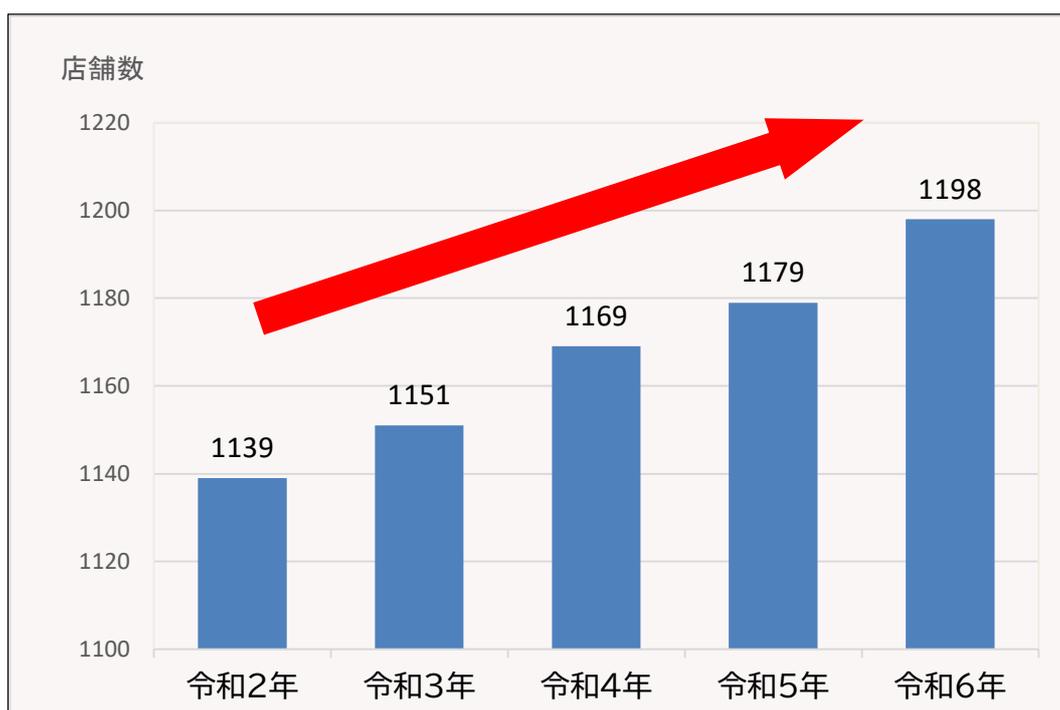
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口・令和5年版」を基に試算した。

2 火災出動

火災出動は火災自体の減少にともない長期的にやや減少傾向にあります。埼玉県内では、令和4年（2022年）を10年前と比較すると、2,501件から1,701件となり、ほぼ3分の2になっています。さらに、平成30年（2018年）以降は年間2,000件を下回る件数で推移しており、今後もこの傾向が続くと推測されます。

一方、県内では大規模小売店舗の増加により、立入検査など火災予防の取組を含め、こうした施設での災害に対応していく必要があります。

図9 埼玉県の大規模小売店舗数の推移



埼玉県商業・サービス支援課 HP から作成



三芳町大規模倉庫火災（平成29年（2017年）2月16日）

3 救急出動

一般に高齢者ほど救急搬送率は高く、高齢者人口が増えると、救急搬送が増えると考えられています。

令和4年（2022年）の埼玉県内の救急隊の出動は約42万件で、人口1,000人あたりに換算すると56件になります。平成24年（2012年）は約43件でしたので救急搬送の需要が増加していることがわかります。

今後も高齢化の進展や感染症の流行等を背景に、引き続き救急需要の増大が懸念されています。

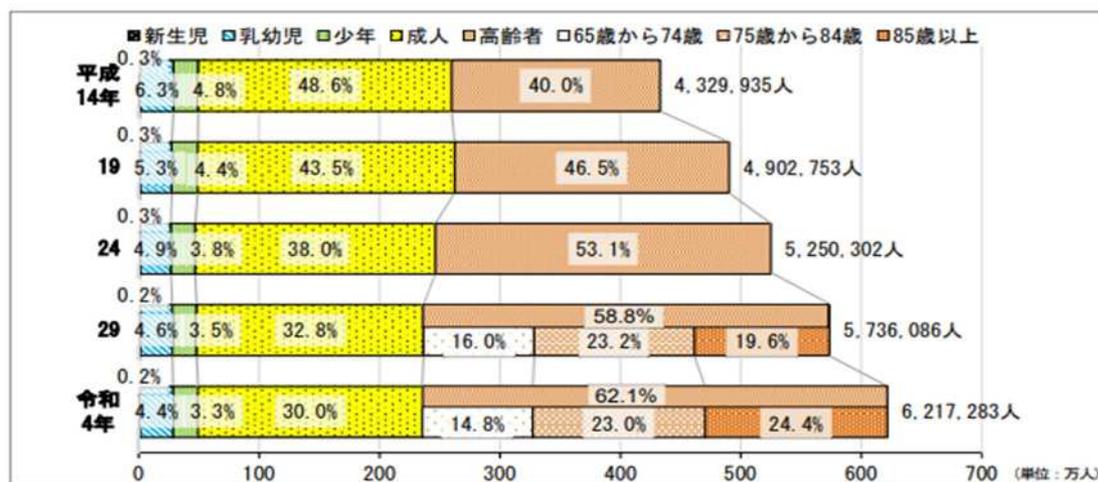
このまま救急事案が増加していくと、現状と同様程度の救急搬送体制を継続するためには、救急隊の大幅な増隊が必要となります。

特に、小規模消防本部は、救急隊が少ないため、熱中症などで救急要請が増加すると、近隣本部に応援を要請して対応することとなります。しかし、今後救急需要がさらにひっ迫してくると、近隣本部に応援隊を送る余力がなくなり、小規模消防本部の要請に応じられなくなる事態が考えられます。

4 救助出動

埼玉県内の救助出動は、令和4年（2022年）が6,423件で、平成24年（2012年）の3,721件と比較すると約1.7倍増加しています。特に建物等による事故が増加している傾向があります。

図10 年齢区分別の搬送人員と構成比の5年ごとの推移



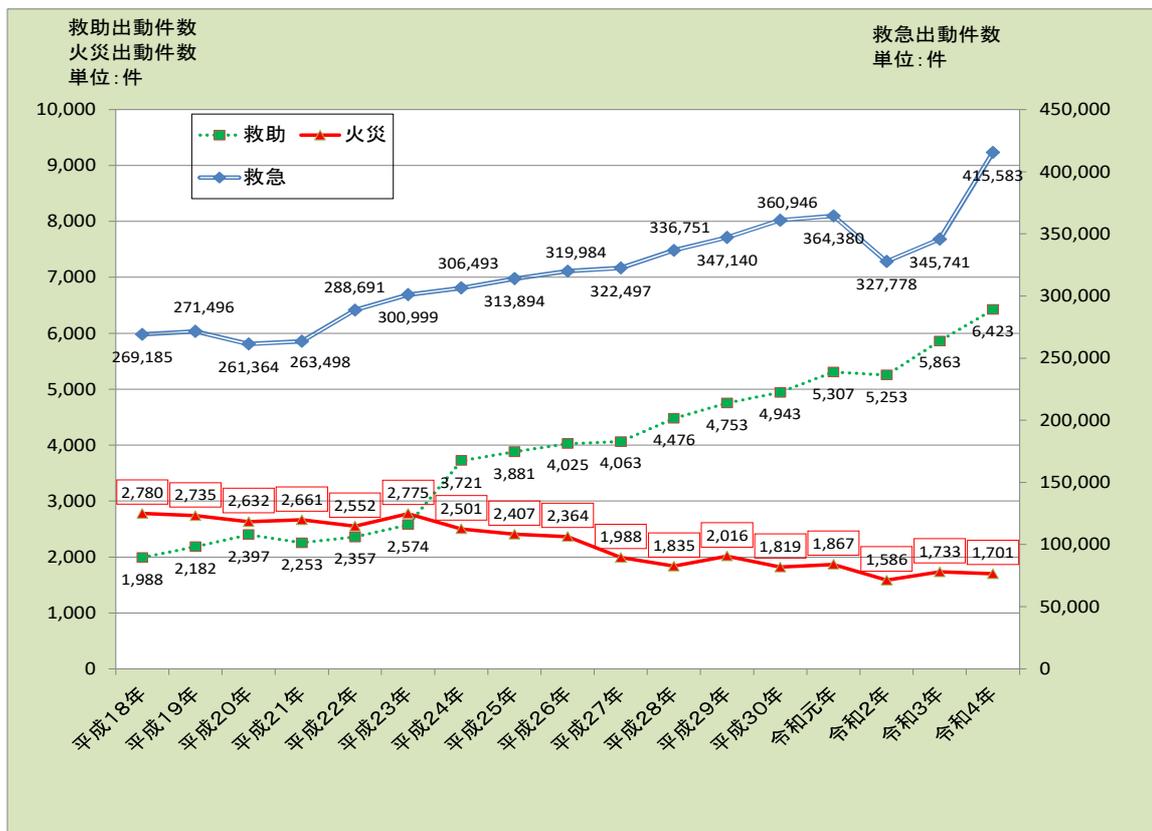
1 割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合がある。

2 年齢区分の定義

- 新生児：生後28日未満の者
- 乳幼児：生後28日以上満7歳未満の者
- 少年：満7歳以上満18歳未満の者
- 成人：満18歳以上満65歳未満の者
- 高齢者：満65歳以上の者
 - ア 65歳から74歳 満65歳以上満75歳未満の者
 - イ 75歳から84歳 満75歳以上満85歳未満の者
 - ウ 85歳以上 満85歳以上の者

出典：総務省消防庁「令和5年版 救急・救助の現況」

図 1 1 県内消防本部の出動件数の推移



出典：埼玉県「令和4年消防年報」（令和5年度）

5 災害の激甚化、頻発化、大規模化

災害が大規模化、多様化しており、令和6年能登半島地震のような甚大な被害をもたらす地震の発生が近い将来にも見込まれているなど、激甚化・頻発化する自然災害等への警戒が必要な状況にあります。

県内でも令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨等により大きな被害を受けています。近年の平均気温の上昇や大雨の頻度の増加など、気候変動とその影響が現れており、重要な問題であります。

最も大きな災害としては、首都直下地震や南海トラフ地震のような大規模地震が想定されます。政府の地震調査研究推進本部によると、今後30年以内の発生確率は、首都直下地震で70%程度、南海トラフ地震で60～70%程度となっています。地震は、発生日時や規模の予測が極めて困難なため、被災状況に合わせた体制を迅速に整え、いち早く活動を開始することが難しい災害です。

その他、各地で頻発する集中豪雨により多大な被害が発生しているため、その対応も必要となっています。

災害の多様化としては、NBC災害(核物質、生物剤、化学剤による災害)やテロ災害などが挙げられます。これらの災害は、短時間で多くの市民に被害が及ぶ可能性があるため、備えを強化していく必要があります。

第4章 消防の連携・協力の推進

1 連携・協力の必要性等

直ちに広域化を進めることが困難な地域においても、必要となる消防力を確保・充実していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について複数消防本部による連携・協力を推進することが必要であり、消防の広域化の実現につながるものと考えられます。

国は、連携・協力の効果について、以下の点を挙げています。

- ・災害対応能力の向上
- ・施設整備や維持管理に係る経費の効率的な配分
- ・人員の効率的な配置、現場要員の増強
- ・消防本部間の人材交流による職員の能力・職務意欲の向上

さらに、消防の連携・協力を進めることで、

- ・職員間のつながり、意識の共有
- ・広域的に消防事務を行うことの効果の実感
- ・共同で消防事務の処理を行うという実績の蓄積

など消防広域化を実現していくための下地が作られるとしています。

2 連携・協力の具体例

消防の連携・協力が喫緊の最重要課題である消防の広域化につながるものであることを十分認識した上で、どの市町村間でどのような連携・協力が可能であるかについて、広い視野で検討することが必要とし、国は、県の推進計画に位置付けることが望ましい消防の連携・協力として7つの具体例を示しています。

①高機能消防指令センターの共同運用

高機能消防指令センターの共同運用は、機器の導入経費及び維持管理経費の節減につながる財政的な面で効果の高い取組であるといえます。

また、災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援体制が確立できることや、消防本部間で様式を統一することによって災害情報の統計資料としての活用も容易になります。

さらに、多くの消防本部で共同運用されれば、より高度な指令機器の導入が可能となります。指令業務が効率化され、指令スタッフが増えることから、災害発生時に多数の119番通報があった場合でも対処できる等の効果も見込まれます。

指令設備の整備とともに、管轄区域を超えて現場に最も近い署所の隊が指令を受けて出動する直近指令を導入すれば、現場到着時間の短縮にも繋がります。

県内では、先に記載したとおり以下の2地域で取り組んでいます。

- ・熊谷市消防本部及び行田市消防本部
- ・埼玉西部消防局、坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部、比企広域消防本部及び西入間広域消防組合消防本部

<高機能消防指令センターの全県一区運用について>

指令の共同運用は、一般的に、規模が大きいほど高い効果が見込まれます。このため、国では、全県一区での運用を理想としています。

全県一区運用を実現するには、県内すべての市町村及び消防本部が指令の共同運用を必要と考えることが求められます。

一方、指令設備の更新時期がまちまちであることから、全県一区での共同運用を実施する場合、一部の市町村では、更新予定時期よりも早く更新することになります。

ただし、毎年発生する維持管理費用、10年ごとにやってくる全部更新にかかる費用などを長期的に積算し、比較すると、更新予定時期よりも数年早いタイミングで指令の共同運用に参加した場合でも、必要経費の低廉化が期待できます。

まずは、近隣消防本部で指令の共同運用を進め、全県一区での共同運用への機運を高めながら、県内のほぼすべての消防本部からコンセンサスを得られた段階で、その実現に向けて具体的に検討を進めていくことが適切であると考えます。

表4 県内消防本部の指令設備更新の予定時期

広域化ブロック	消防本部名	整備方法	前回整備時期	次回更新予定	備考
第1	さいたま市	リース	平成28年度	令和9年度	令和4年度部分更新実施済
	上尾市	リース	平成25年度	令和9年度	
	埼玉県中央広域	買取	平成24年度	令和8年度	
第2	川口市	買取	令和5年度	令和17年度	令和12年度部分更新
	蕨市	買取	平成11年度	令和11年度	
	戸田市	買取	平成26年度	令和12年度	令和7年度部分更新
第3	川越地区	買取	平成26年度	令和7年度	令和6・7年の2箇年で更新
	埼玉県南西部	買取	令和3年度	令和16年度頃	令和10年度頃オーバーホール
	入間東部地区事務組合	買取	平成25年度	令和7年度	
	坂戸・鶴ヶ島消防組合	買取	令和6年度	未定	共同運用
	比企広域	買取	令和5年度		
西入間広域消防組合	買取	令和5年度			
第4	埼玉西部消防局	買取	令和5年度		
第5	熊谷市	買取	平成20年度 平成23年度 平成26年度	令和10年度	令和7年部分更新
	行田市	買取	平成30年度 令和7年度		
	深谷市	買取	平成28年度	未定	令和7年度部分更新
	秩父消防	買取	平成30年度	令和15年度	
	児玉郡市広域	買取	令和3年度(部分更新)	未定	令和8・9年度部分更新
第6	春日部市	買取	平成27年度	令和8年度	令和8年度に共同整備予定
	越谷市	買取	平成28年度	令和7年度	
	三郷市	買取	令和4年度	令和8年度	
	吉川松伏消防組合	買取	平成27年度	令和7年度	
	草加八潮消防局	買取	平成27年度	令和7年度	
第7	羽生市	買取	平成27年度	令和14年度	令和6年度部分更新実施
	蓮田市	買取	平成25年度	令和8年度	
	埼玉東部消防組合	買取	平成26年度	令和7年度	令和2年度部分更新

②消防用車両、資機材の共同整備

はしご自動車や特殊災害車両等、出動頻度の高くない車両やNBC関連資機材等の使用頻度が限られる高度な資機材などについては、一定の圏域内で共同して整備することで、購入費・維持管理費を効率化することができます。

県内での実績はありませんが、他県においては取組事例があります。

③高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における消防の連携・協力

予防業務については、高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の業務について、各地域における予防業務の実情等に応じて、広域的な圏域での消防の連携・協力を図っていく必要があります。

また、一定の圏域内で消防の連携・協力を実施することによって、ノウハウの共有や職員の知識・技術の向上が図られます。

④特殊な救助等専門部隊の共同設置

複数の消防本部が高度な技術や知識を必要とする水難救助隊、山岳救助隊、NBC災害対応部隊、ドローン隊などを共同設置し、それに伴う必要な資機材も共同整備することにより、特殊な災害への対応能力の向上や専門的な人材の育成、資機材の購入費・維持管理費の効率化等を図ることができます。

⑤専門的な人材育成の推進

救急や予防など、特に高度・専門的な知識・技能が求められる業務については、中核的な消防本部が近隣の消防本部の職員を研修生として受け入れることにより専門的な人材を育成し、圏域内の消防力の向上を図ることができます。

⑥訓練の定期的な共同実施

複数の消防本部が協議会の設置等により、定期的に共同訓練を実施することにより、大規模災害発生時に、早期に必要な部隊を集結させ、活動能力の大幅な増強を図るとともに、災害対応をより実効性あるものに行うことができます。

⑦現場活動要領の統一

複数の消防本部が現場活動要領を統一し、戦術や安全管理体制に関する認識を共有することにより、知識や技術の向上や相互応援における活動の効率化、緊急消防援助隊として出動した場合の活動の円滑化等を図ることができます。

3 連携・協力の推進

消防の広域化は、組織の統合に向けた調整が困難であるなど、実現には時間を要する地域もあり、そのような地域においては、消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力することにより、消防力の強化に効果を生み出していくことが可能となります。

平成31年以降、全国で広域化した7地域のうち5地域では、消防の連携・協力に取り組んでいたことから、消防の連携・協力は広域化の実現につながるものと考えられています。

県内でも、令和5年4月から広域化が始まった上尾市と伊奈町は消防指令の共同運用から発展し広域化が実現しました。

このことから、県でも、消防の体制としては必ずしも十分でない場合がある小規模な消防本部をはじめ、積極的に消防指令の連携・協力を推進していきます。

4 県の取組

県は、地域の実情を考慮し、市町村の自主的かつ多様な消防の連携・協力指令業務の共同運用などの消防の連携・協力について取り組もうとする市町村に対し、検討段階での支援や、国や県の財政支援制度等の情報提供、指令システム基礎情報の収集・情報提供、協議会等への参画による人的支援を行い、その取組を後押しします。

連携・協力の取組は多岐にわたることから、成功した事例などについても、市町村に情報提供を行います。

第5章 消防広域化の推進

県内消防本部の現状及び課題、今後の消防需要などを考えると、規模が小さい消防本部であるほど、将来にわたって、質の高い消防サービスを県民に提供していくことが難しくなることが見込まれます。

こうした状況を踏まえ、市町村の消防広域化を引き続き推進していく必要があります。

広域化の推進にあたっては、検討が円滑に進むよう、地域の実情に応じて必要な場合には、広域化対象市町村を管轄する消防本部の中から地域の核となる中心消防本部を定めるなど、当該消防本部の同意を得て検討してまいります。

1 広域化のめやす

国の基本指針では、全県一区での広域化を理想的な消防本部のあり方の一つとして、管内人口30万人以上の規模を広域化の目標とされています。

一方、県では、将来にわたり十分な消防力と強固な財政基盤を持ち、行財政上のスケールメリットを生かせる規模の人口を有する消防本部の規模感とし、ほぼ政令市程度であると考え、当初計画を策定した平成20年3月から取り組んできました。

2 広域化対象市町村の組み合わせ

(1) ブロック数及び市町村の組合せ

「基本指針」では、県内の消防のあるべき姿を議論し、おおむね10年後までに広域化すべき組合せを定め、計画の推進期限までに広域化すべき組合せを定めることとしています。併せて消防の連携・協力を実現している地域などの状況を考慮して、広域化対象市町村の組み合わせを検討することとしています。

将来にわたり盤石な体制で消防力を維持するため、本計画では、県内1ブロック化を理想的な形としながらも、県内を管轄人口が政令市程度の規模となるようブロックに分けて、前述のとおりこれまで7つのブロックによる消防広域化を積極的に支援してきました。

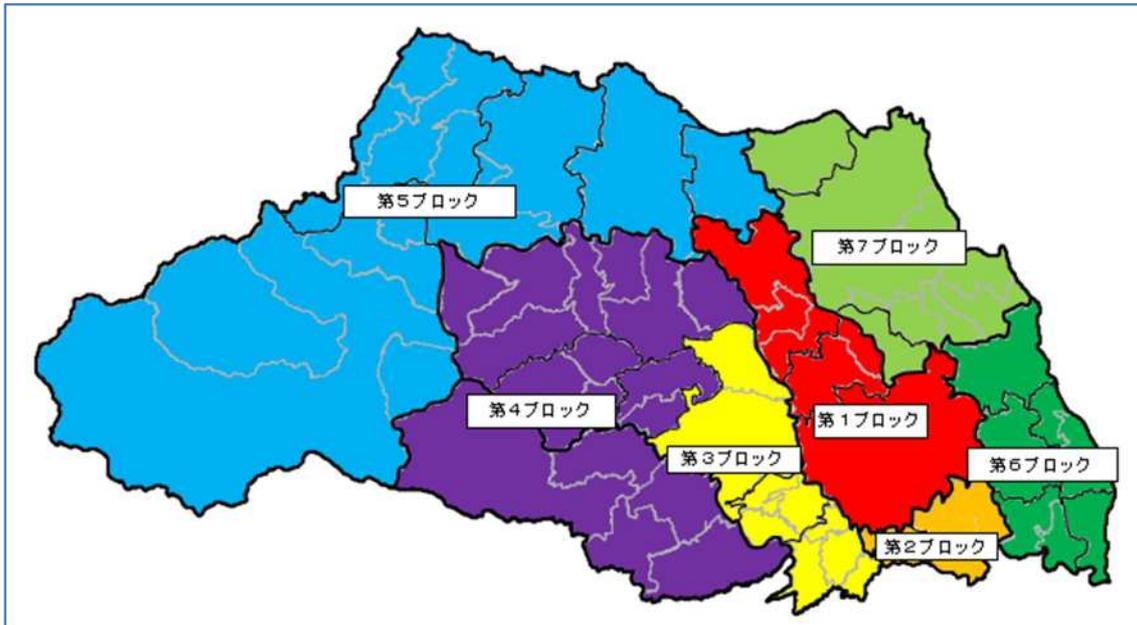
この7つのブロックは、平成20年の当初計画策定時に検討を重ね、各市町村の自主性を重んじつつ消防の広域化を支援していくために検討されたものであり、すでに各市町村に浸透している7つのブロックをさらに細分化することはいたしません。

このうち1つのブロックでは、ブロックの全構成市による広域化を実現したほか、このブロックを基本として様々な形で広域化が進展、若しくは消防指令の共同運用に向けた検討が進められています。また、ブロックの垣根を越えて消防指令の共同運用が開始された地域も存在します。

そこで、7つのブロック数は変えることなく、消防指令の共同運用が開始された地域を考慮し、一部のブロックの組み合わせを変更して、本計画推進期間を通じて、広域化すべき組合せである7ブロックでの広域化をめざすこととします。

なお、このブロックすべてが広域化を実現すると、埼玉県内の消防本部は、管轄人口、消防職員数ともに全国で30位以内の規模となります。

図1 2 新たな消防広域化対象市町村の組合せ



ブロック名	市町村名	管轄人口(人)	管轄面積(km ²)
第1ブロック	さいたま市、上尾市※、 埼玉県央広域(鴻巣市・桶川市・北本市)	1,877,635	390.3
第2ブロック	川口市、蕨市、戸田市	824,124	85.3
第3ブロック	川越地区(川越市・川島町)、 埼玉県南西部(朝霞市・志木市・和光市・新座市)、 入間東部地区(富士見市・ふじみ野市・三芳町)、	1,107,669	261.7
第4ブロック	埼玉西部消防局(所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市) 比企広域(東松山市・滑川町・嵐山町・小川町・吉見町・ときがわ町・東秩父村)、 坂戸・鶴ヶ島(坂戸市・鶴ヶ島市)、 西入間広域(毛呂山町・越生町・鳩山町)	1,182,206	882.1
第5ブロック	熊谷市、深谷市※、行田市、 秩父(秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町)、 児玉郡市広域(本庄市・美里町・神川町・上里)	667,343	1,522.2
第6ブロック	春日部市、越谷市、三郷市、草加八潮(草加市・八潮市)、 吉川松伏(吉川市・松伏町)	1,161,338	249.7
第7ブロック	羽生市、蓮田市、 埼玉東部(加須市・久喜市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町)	557,365	406.5

※ 深谷市は寄居町の消防事務を、上尾市は伊奈町の消防事務を受託している。

※ 管轄人口は全国消防長会「令和6年度消防現勢」、管轄面積はR6.4月 国土地理院調べ

表5 管轄人口上位30位（令和6年（2024年）1月1日時点）

順位	消防本部名	政令市	管轄人口
1	東京消防庁		13,794,328
2	横浜市消防局	○	3,751,213
3	大阪市消防局	○	2,757,642
4	名古屋市消防局	○	2,296,979
5	札幌市消防局	○	1,956,928
6	福岡市消防局	○	1,593,919
7	川崎市消防局	○	1,529,136
8	神戸市消防局	○	1,499,510
9	京都市消防局	○	1,379,529
10	さいたま市消防局	○	1,345,012
11	広島市消防局	○	1,254,960
12	仙台市消防局	○	1,066,362
13	千葉市消防局	○	978,899
14	堺市消防局	○	925,360
15	北九州市消防局	○	921,044
16	静岡市消防局	○	851,663
17	奈良県広域消防組合消防本部		848,490
18	浜松市消防局	○	788,985
19	埼玉西部消防局		770,001
20	熊本市消防局	○	769,668
21	新潟市消防局	○	767,565
22	相模原市消防局	○	717,861
23	岡山市消防局	○	709,018
24	船橋市消防局		648,331
25	枚方寝屋川消防組合消防本部		619,957
26	川口市消防局		606,315
27	鹿児島市消防局		595,042
28	姫路市消防局		561,829
29	衣浦東部広域連合消防局		535,044
30	岐阜市消防本部		534,286

第1ブロック	1,877,635人
第2ブロック	824,124人
第3ブロック	1,107,669人
第4ブロック	1,182,206人
第5ブロック	667,343人
第6ブロック	1,161,338人
第7ブロック	557,365人

出典：全国消防長会「令和6年版消防現勢」

表6 消防職員数上位30位（令和6年（2024年）4月1日時点）

順位	消防本部名	政令市	職員数
1	東京消防庁		18,748
2	横浜市消防局	○	3,853
3	大阪市消防局	○	3,625
4	名古屋市消防局	○	2,435
5	札幌市消防局	○	1,814
6	京都市消防局	○	1,628
7	神戸市消防局	○	1,616
8	川崎市消防局	○	1,455
9	さいたま市消防局	○	1,358
10	広島市消防局	○	1,353
11	奈良県広域消防組合消防本部		1,258
12	仙台市消防局	○	1,140
13	福岡市消防局	○	1,085
14	堺市消防局	○	1,058
15	静岡市消防局	○	1,041
16	北九州市消防局	○	996
17	千葉市消防局	○	964
18	新潟市消防局	○	920
19	浜松市消防局	○	896
20	埼玉西部消防局		875
21	熊本市消防局	○	809
22	岡山市消防局	○	798
23	相模原市消防局	○	783
24	とがち広域消防局		696
25	船橋市消防局		682
26	岐阜市消防本部		651
27	枚方寝屋川消防組合消防本部		649
28	駿東伊豆消防本部		627
29	川口市消防局		600
30	姫路市消防局		598

第1ブロック	2,018人
第4ブロック	1,479人
第6ブロック	1,324人
第3ブロック	1,193人
第5ブロック	980人
第2ブロック	839人
第7ブロック	772人

出典：全国消防長会「令和6年版消防現勢」

3 小規模消防本部の解消等

県内に6本部ある小規模消防本部については、特に消防広域化等の推進を後押ししていくものとします。

また、今後管轄人口が大きく減少する消防本部についても消防広域化に向けた検討が進むよう支援していきます。

4 ブロックを超えた広域化

今後、関係市町村間の協議の結果や諸般の情勢の変化により、広域化対象市町村の組合せ以外の組合せによる広域化の熟度が高まってくる場合もありうると考えられます。

上記(1)で示したブロックの枠を超えた形での消防広域化が進行した場合、関係市町村の意見を聴きながら広域化対象市町村の組合せを変更していきます。

※参考 消防広域化の実施手順

消防広域化の実施手順を大きく分けると以下の4つになります。

本県で広域化を実現した消防本部は、約5年間をかけて新たな体制をスタートさせました。

1 消防広域化協議会の設立

↓
複数市町村で消防広域化に向けての意思統一がなされたら、構成市町村長などをメンバーとする消防広域化協議会を設立します。なお、下部組織として、幹事会、専門部会をおきます。

2 広域消防運営計画の策定

↓
上記1の協議会において、「広域消防運営計画」を策定します。広域化の方式、組織形態、職員の処遇、経費負担、消防団等との連携などについて規定します。

3 一部事務組合や広域連合の設立 または 事務委託契約の締結

↓
具体的な事務手続きについては、広域化の方式により異なります。いずれの場合も、構成市町村議会の議決が必要です。一部事務組合や広域連合の場合、県知事あてに設立許可申請を行い、設立許可を受ける必要があります。

4 その他

条例を含む例規の制定、予算の準備、議員の選出、住民への周知などがあります。

第6章 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

1 県の取組

消防組織法において、都道府県知事が行う市町村相互間における必要な調整及び情報の提供その他の必要な援助等を行うものと定められています。これを踏まえ、県では、本計画に基づき、自主的な市町村の消防の広域化をの推進のために必要となる支援や県民及び関係者等への情報提供、普及啓発を行います。

(1) 広域化へ向けての支援

- ・市町村向け説明会の開催

県は、市町村担当部局及び消防本部に対し、本計画の内容及び消防広域化の効果についての理解を深めるため、説明会を開催します。

- ・広域化ブロック勉強会の開催支援

広域化ブロックごとの勉強会開催を支援します。

また、各ブロックにおいて消防広域化の阻害要因となっている懸念や課題を抽出し、その解決に向けて助言などの支援を行います。

(2) 消防広域化重点地域の指定

県は、消防広域化に向けた機運がある市町村を消防広域化重点地域に指定し、その自主的な取組を支援します。また、国や県の財政支援制度等について情報提供を行います。

(3) 広域化に取り組む市町村、消防本部への支援

- ・職員の派遣

法定又は任意の広域化協議会等に対し、県職員を派遣します。

- ・協議会等開催経費の支援

法定又は任意の広域化協議会開催にかかる事務経費の一部を補助します。

(4) 広域化後消防本部への支援

- ・事務処理等実務への助言

広域化に伴う消防の行財政事務や一部事務組合等の再編・統廃合など事務全般に関する相談を受け、問題解決を支援します。

(5) 消防広域化についての情報提供

- ・消防広域化に関する広報・啓発

県内消防本部の広域化について、県ホームページなどにより情報提供します。

(6) 広域化の進捗にあわせた計画変更

- ・ブロックの枠を超えた広域化

本計画27ページの図12にて示したブロックの枠を超えた組合せの市町村間において、消防広域化の機運が高まり、消防広域化重点地域への指定が見込

まれる状況に至った場合、県は広域化対象市町村の組合せを変更し、必要な支援を受けられるようにします。

・連携・協力対象市町村の指定

指令業務の共同運用などの消防の連携・協力について取り組もうとする市町村への連携・協力対象市町村の指定についても上記と同様の扱いとします。

2 国が行う財政支援

国では、基本指針に基づき、広域化を実現した市町村に対する財政措置を講じています。

○消防広域化準備経費（特別交付税）

消防広域化等の準備に要する経費を対象

適用例：広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、
連携・協力実施計画策定経費、協議会負担金

○消防広域化臨時経費（特別交付税）

消防の広域化等に伴い、臨時的に必要な経費を対象

適用例：消防本部、施設の統合に伴う通信施設・設備に関する経費、
本部の名称、場所の変更等に伴い必要な経費、
共同部隊の設置に必要な装備

○緊急防災・減災事業債（令和7年度（2025年度）まで）

広域消防運営計画等に基づき整備する施設等の整備費用を対象

適用例：消防署所等の増改築、高機能消防指令センター、
消防本部の統廃合による効率化により、機能強化を図る消防用車両

○施設整備費補助金、緊急消防援助隊補助金

消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備について、補助金の交付決定に当たって、特別の配慮を行う。

※参考 広域化における財政支援の活用事例

広域化を実現した消防本部では、県や国の支援制度を活用して、指令施設の統合、被服の整備、看板架替えなど広域化に伴う準備を、市町村の財政負担を抑えながら実施しています。

消防広域化に要した経費

	事業費 (千円)	主な内容	うち支援制度の活用 (千円)
埼玉西部消防局	1, 111, 320	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信指令施設の統合 ・ 内部事務システム変更 ・ 被服整備 ・ 無線周波数変更事務 	県補助金：40,000 防災対策事業債： 774,600 特別交付税：148,363
埼玉東部消防組合 消防局	1, 355, 529	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信指令施設の統合 (消防無線デジタル化含む) ・ OAネットワーク統合 ・ 被服整備 ・ 内部事務システム変更 	県補助金：33,000 緊防債：1,274,700 特別交付税：26,569
草加八潮消防局	697, 953	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信指令施設の統合 (消防無線デジタル化含む) ・ 内部事務システム変更 ・ 被服整備 	県補助金：40,000 緊防債：604,500 特別交付税：25,919

※県補助金

県は、地域資源や強み等を生かして地域づくりに取り組む市町村に対し、「埼玉県ふるさと創造資金」により財政的支援を行っています。

上記の3つの消防広域化では、財務や給与などの共同処理体制のためのシステム構築が、市町村の効率的、効果的な行政運営に資する事業として財政支援の対象となりました。

埼玉県ふるさと創造資金

3 広域連携によるスマート自治体転換等支援事業

【補助対象事業】 地方公共団体相互間の協力（職員の派遣を除く。）及び地方公共団体の組合による新たな連携並びに複数の市町村が任意に行う新たな連携による市町村の効率的・効果的な行政運営に資する事業

【補助率】 2分の1以内

【補助限度額】 上限額 50,000 千円

埼玉県ふるさと創造資金の事業内容については、令和5年4月1日現在。

第7章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

1 広域化後の消防の体制の整備

消防の広域化が行われた後に、その効果を十分に発揮することができるよう、一元的な部隊運用、出動体制の整備、事務処理が行われることが重要となります。

基本指針では、広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であるが、そのための方策として以下のような事項について、構成市町村間等において十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めることとされています。

(1) 組合方式による場合

- ・ 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- ・ 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること
- ・ 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること
- ・ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること
- ・ 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること
- ・ 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること
- ・ 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること

(2) 事務委託の方式による場合

- ・ 委託料に係る基本的なルール
- ・ 災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること
- ・ 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

第8章 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号9）」の第37条に基づき、原則として、一市町村に一団を置くこととされています。

基本指針では、以下のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と消防団との連携の確保を図ることが必要である、としています。

- ・ 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
- ・ 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施

- ・構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置・定例的な連絡会議の開催等
- ・常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

2 防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが求められます。

基本指針では、以下の方策を参考としつつ、地域の実情に講じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図ることが必要である、としています。さらに、広域化に係る協議の際に以下の事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めることとしています。

- ・夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- ・各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ・各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ・防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ・総合的な合同防災訓練の実施
- ・防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ・防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる二十四時間体制の確保

消防広域化推進計画の推進期限

国の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の推進期限を準用します。

資料編

■参考資料1 埼玉県消防広域化推進計画策定経緯■

年 月	実施内容
令和6年 4月	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉県消防広域化推進計画の1年間期間延長 市町村、消防本部に計画改定について通知発出
8月	<ul style="list-style-type: none"> 第1回埼玉県消防広域化推進委員会開催
10月	<ul style="list-style-type: none"> 基礎調査実施
11月	<ul style="list-style-type: none"> 第2回埼玉県消防広域化推進委員会開催 各市町村、消防本部へ意見照会
12月～1月	<ul style="list-style-type: none"> 県民コメントの実施（12月27日～1月27日）
令和7年 3月	<ul style="list-style-type: none"> 第3回埼玉県消防広域化推進委員会開催 埼玉県消防広域化推進計画の改定

■参考資料2 埼玉県消防広域化推進委員会■

1 目的

消防組織法第33条及び市町村の消防の広域化に関する基本指針に基づく、埼玉県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画の改定に当たり、幅広く関係者の意見を求めることを目的として設置しました。

2 審議状況

第1回 令和6年8月27日（火）

- ・委員長の選出について
- ・埼玉県消防広域化推進計画の改定について

第2回 令和6年11月21日（木）

- ・埼玉県消防広域化推進計画の改定案について
- ・県民コメント実施について

第3回 令和7年3月●●日（●）

- ・県民コメント及び市町村・消防本部への意見照会の結果について
- ・埼玉県消防広域化推進計画の改定案について

3 委員名簿

(敬称略)

分類	氏名	所属等
学識経験者	原田 久	立教大学法学部学部長
市町村	山川 百合子	埼玉県市長会（草加市長）
	山下 博一	埼玉県町村会（上里町長）
消防機関	長江 照夫	埼玉県消防長会会長（さいたま市消防局長）
	早川 洋子	上尾市消防本部次長
関係団体	田中 緑	川越市消防団
	二崎 博美	埼玉県防災士会理事
	廣澤 信作	埼玉県医師会副会長
県	犬飼 典久	埼玉県危機管理防災部長

■参考資料3 消防組織法（抄）■

第4章 市町村の消防の広域化

（市町村の消防の広域化）

第31条 市町村の消防の広域化（二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下この条において同じ。）を共同して処理することとする事又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。以下この章において同じ。）は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。

（基本指針）

第32条 消防庁長官は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するとともに市町村の消防の広域化が行われた後の消防（以下「広域化後の消防」という。）の円滑な運営を確保するための基本的な指針（次項及び次条第1項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- 二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間
- 三 次条第2項第3号及び第4号に掲げる事項に関する基準
- 四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- 五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

（推進計画及び都道府県知事の関与等）

第33条 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 推進計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
 - 二 市町村の消防の現況及び将来の見通し
 - 三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村（以下「広域化対象市町村」という。）の組合せ
 - 四 前号の組合せに基づく自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項
 - 五 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
 - 六 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
- 3 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあつたときは、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。
- 5 都道府県知事は、市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

（広域消防運営計画）

第34条 広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行おうとするときは、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画（以下この条及び次条第2項において「広域消防運営計画」という。）を作成するものとする。

2 広域消防運営計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
 - 二 消防本部の位置及び名称
 - 三 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
- 3 広域化対象市町村が、広域消防運営計画を作成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により協議会を設ける場合にあっては、当該協議会には、同法第252条の3第2項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は学識経験を有する者を当該協議会の会長又は委員として加えることができる。

（国の援助等）

第35条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

- 2 広域化対象市町村が第33条第2項第3号の組合せに基づき市町村の消防の広域化を行った場合において、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該広域化対象市町村の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

■参考資料4 市町村の消防の広域化に関する基本指針（消防庁告示第33号）■

市町村の消防の広域化に関する基本指針
平成十八年七月十二日
消防庁告示第三十三号

最終改正 令和六年三月二十九日消防庁告示第八号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第三十二条第一項の規定に基づき、市町村の消防の広域化に関する基本指針を次のように定める。

市町村の消防の広域化に関する基本指針

一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

1 市町村の消防の広域化の必要性

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要がある。

しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合がある。これを克服するためには、市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効である。具体的には、広域化によって、

- ① 災害発生時における初動体制の強化やノウハウの共有
- ② 運用可能な部隊数の充実及び統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
- ③ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
- ④ 予防業務、救助業務、救急業務等の高度化及び専門化
- ⑤ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
- ⑥ 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

等、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待される。

こうしたことから、平成六年以降、自主的な市町村の消防の広域化が推進されてきた。全国の消防本部の数は、最も多かった平成三十年十月の九百三十六本部から、平成十八年四月には八百十一本部にまで減少しているが、広域化と並行して進

後直ちに応援部隊が到着しないことが考えられる。また、緊急消防援助隊の出動が決定した場合には、応援部隊との緊密な連携体制を構築するため、被災地の消防本部は指揮本部を設置するほか、進出拠点等への職員派遣が必要となり得る。応援部隊到着前の初動体制の確保や、応援部隊との効果的な連携体制の構築のためには、一定の消防職員数の確保が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、消防体制を改めて検討しておく必要性が高まっている。

感染拡大時には、医療提供体制の逼迫により救急搬送困難事案が多発し、救急体制への負担が増加することが想定される。また、消防職員が少数の消防本部においては、感染等により一部の職員が活動できなくなった場合、他の消防本部からの応援により消防体制を確保せざるを得なくなることが考えられる。消防職員の負担の軽減や、自らの消防体制での業務の運用のためには、人員配置等を柔軟に行うことができる消防職員数の確保が必要である。

この他、昨今注目されている、消防本部におけるハラスメント等への対応や女性活躍を推進するという観点でも、組織管理体制の基盤の強化が重要な課題となっている。

また、消防防災分野においても、災害対応ドローン等の高度な機器の導入・運用をはじめ、予防、救助、救急等の各分野でDXを進めることが求められている。それらに対応できる専門人材の育成・確保にも、消防本部の体制強化は有効である。加えて、消防庁から示されている消防指令システムに関する標準仕様書に基づいて行われるシステムの標準化は、消防本部における当該システムの基本的な機能を共通化するものであり、広域化の検討の円滑化に資するものと考えられる。

また、消防力に関して、消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）及び消防水利の基準（昭和三十九年消防庁告示第七号）に規定する消防力に対する整備率を見ると、令和四年四月一日現在、消防職員については七十九・五％、消防水利については七十八・九％にとどまっているなど、依然として整備率が低いものがある。とりわけ、小規模消防本部においては、大規模な消防本部よりも整備率が低い傾向にあり、例えば、消防職員については、管轄人口三十万以上の消防本部が八十七・九％である一方、小規模消防本部においては、六十七・七％にとどまっている。そのほか、はしご車、化学消防車、救助工作車、消防水利等についても、消防本部の規模による顕著な差が見られる。

以上のことから、国、都道府県及び市町村が一体となり、消防力の維持・強化に当たって最も有効な消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることがこれまで以上に必要となっており、喫緊の最重要課題となっている。

められた市町村合併の状況と比較すると、広域化が十分進んだとは言えない状況にあった。そこで、平成十八年においては、都道府県の役割の明確化と、市町村における十分な議論を確保するための関係者の議論の枠組みの創設と併せ、災害の大規模化・多様化等の環境の変化に的確に対応するために広域化の目標となる消防本部の規模を引き上げること等を内容として、広域化を更に推進するための消防組織法の改正及びこれに基づく本指針の策定を行った。

以来、改正後の消防組織法に基づき各都道府県において定められた推進計画に基づく取組が進められてきたところであり、平成三十年の本指針改正により推進期限としていた令和六年四月一日には、消防本部数は七百二十本部となったところである。広域化を行った消防本部においては、人員配備の効率化と充実、消防体制の基盤の強化を通じた住民サービスの向上等の成果が現れており、広域化に伴う現象として一部の地方公共団体が懸念する、消防署所の配置替えによる一部地域での消防力低下や消防本部と市町村との関係の希薄化といった事実は認められない。

このように、広域化した消防本部においては、広域化の意図する成果が現れているものの、全体的には、管轄人口十万未満の小規模な消防本部（以下「小規模消防本部」という。）が全消防本部数の約六割を占めるなど、広域化の進捗はまだ十分とはいええず、小規模消防本部が抱える前記の課題が依然として克服されていない。

一方で、日本の総人口は、平成十七年に戦後初めて減少に転じ、既に人口減少社会が到来している。これにより一般的に現在の各消防本部の管轄人口も減少し、消防本部の小規模化がより進むと同時に、生産年齢人口の減少を通じた財政面の制約や人材確保についてもより厳しくなるものと考えられる。また、消防本部とともに地域の消防を担っている消防団員の担い手不足の問題も更に懸念される状況にある。また、人口減少により低密度化が進んでいるが、消防活動として必要な署所等の数は大きくは変化しないものと考えられ、即応体制の確保など消防力の維持に困難が伴う可能性も高い。このような人口動態等による影響は消防本部の規模が小さいほど深刻であると考えられる。

さらに、高齢化の進展に伴い、自力避難困難者の増加により予防業務の重要性がより一層増しているほか、救急需要が拡大しており、特にこうした面では、消防力の強化をしていかなければならない。

加えて、令和六年能登半島地震のような甚大な被害をもたらす地震の発生が近い将来にも見込まれているなど、近年、激甚化・頻発化する自然災害等への警戒が必要な状況にある。そのため、大規模災害の発生に備え、住民の生命、身体及び財産を保護するための消防体制を確保すべき必要性が高まっている。大規模災害が発生した場合、近隣の市町村、都道府県も被災しており、応援要請

2 消防組織法における市町村の消防の広域化の基本的な考え方

消防組織法では市町村の消防の広域化に関し、次の事項について定めている。

- ① 市町村の消防の広域化の理念及び定義
- ② 消防庁長官による基本指針の策定
- ③ 都道府県による推進計画の策定及び都道府県知事の関与等
- ④ 広域化対象市町村による広域消防運営計画の作成
- ⑤ 国の援助及び地方債の特別の配慮

この市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならないとされているため、広域化によって消防本部の対応力が低下するようなことはあってはならない。

また、市町村の消防の広域化とは、二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同して処理することとする。こと又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいうと定義されている。したがって、広域化の対象は、いわゆる常備消防であり、消防団はその対象ではない。

加えて、広域化については、一部事務組合等の共同処理又は事務委託の方式により行われることとなるが、関係市町村間においてそれぞれの方式の利点及び問題点を十分に比較考案の上、その地域に最も適した方式を選択することが必要である。

3 令和六年度以降の市町村の消防の広域化の推進の方向性

平成十八年の消防組織法の改正後、令和六年四月一日に至るまでの広域化の状況を踏まえると、広域化の進捗状況は地域の実情によって左右される面があるものと考えられる。また、本指針一、イでも述べたように、平成十八年からの広域化の継続した推進により、気運の高い地域等において、広域化は一定程度進み、成果が現れているが、平成三十年からの推進期間においては広域化の進捗がそれ以前と比べ鈍化しており、依然として、広域化の必要性が高い小規模消防本部が残されている。

まずは、市町村が自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力を分析し、広域化や連携・協力といった手段を織り込みながら、今後のあるべき姿を考えることが必要である。特に小規模消防本部については、今後のあり方を抜本的に議論する必要がある。

平成十八年以降、広域化を実現した地域の多くでは、都道府県や地域の核となる中核的な消防本部の積極的な取組等により、消防本部間の調整が円滑に行われ

ていたことから、地域の実情に応じ、広域化に向けた検討を積極的に進めるための選択肢の一つとして、地域の核となり広域化の検討を主導する消防本部（以下「中心消防本部」という。）について、当該消防本部の同意を得た上で推進計画に定めることができるものとする。

なお、地域事情にもよるが、一般的には広域化を検討する地域の中で、管轄人口や消防職員数が多い消防本部を、中心消防本部と定めることが考えられる。中心消防本部の主な役割として、まずは、周辺の消防本部の広域化の意向を確認することや、消防力の現況等について情報交換を行うことが期待される。これらの情報を踏まえ、広域化の効果の調査や現行消防力の比較調査等も主体的に実施することにより、広域化の検討を円滑に開始することが可能となる。

また、具体的な広域化の検討段階では、中心消防本部の呼びかけにより、広域化に関する協議会等を設置し、事務局として職員を派遣することで検討を前に進めるための基盤を作ることや、広域化実施に係る課題についての論点整理、意見集約を行うことが求められる。さらに、必要に応じて、中心消防本部から関係市町村に対する説明を行うことも、広域化に向けた調整を進める上で効果的である。このように、中心消防本部は、論点整理や消防本部間及び関係市町村間での合意形成において主導的役割を果たすことが期待される。

広域化後には、消防本部では、組合事務等の新たに発生する事務処理や、構成市町村に広域化時に継続検討とされた事項の調整が必要な場合があり、消防本部の事務の円滑な実施のため、必要に応じて旧中心消防本部が管轄していた市町村等が中心となって支援や調整を行うことは有効である。

地域の実情を熟知した広域的な地方公共団体である都道府県の役割も非常に重要である。例えば、緊急消防援助隊に関する消防応援活動調整本部の設置や、傷病者の搬送及び受入れの実施基準に関する事務等、消防の分野における都道府県の役割の重要性は高まっている。広域化についても、本指針一、1で示された現下の消防を取り巻く状況を踏まえ、国の取組とあわせ、都道府県には、関係市町村間の必要な調整、情報の提供その他の必要な支援を行う役割を果たすことが期待される。とりわけ、関係市町村間の連絡調整はもとより、広域化の機運の醸成、広域化に係る市町村の財政負担又は事務負担に対する支援等について、より積極的にその役割を果たし、リーダーシップを発揮して自主的な市町村の消防の広域化の推進に取り組むことが求められる。

具体的な取組として、市町村が行った自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力の分析を生かしつつ、将来的な人材不足や財政見通し等を踏まえた中長期的な消防力のシミュレーション結果を市町村に提示し、他の消防本部と比較整理して説明することなどを通じ、広域化の必要性の理解を深め、広域化の機運の醸成を図ることが求められる。

(3) 都道府県及び市町村に対する情報提供
消防本部が広域化により生じる効果を広く認識するとともに、広域化に伴う事務調整の負担増加等の懸念を解消することができるよう、広域化の推進に関する財政措置等の制度、広域化を実現した他の消防本部における優良事例、実際に広域化を行う際の留意事項等について、都道府県及び市町村のニーズに応じた情報提供を行い、関係者における広域化に関する取組の促進を図る。

(4) 相談体制の確保充実等
広域化を実現した消防本部の幹部職員等で消防庁に登録された者を市町村等に派遣し、助言等を行う消防広域化推進アドバイザーの活用等により、広域化に関する協議を進めるに当たっての諸課題への対処策等広域化に関する個別具体的に相談に積極的に応じる。
また、消防庁が提供し、広域化の効果等の分析を行うことができる、消防用車両出動シミュレーションシステムの活用を促すことにより、広域化や連携・協力の検討の促進を図る。

(5) 財政措置
① 広域化関連事業
都道府県に対して、広域消防運営計画の作成等に関する広域化対象市町村への情報提供若しくは助言、本指針三、3に定める消防広域化重点地域の指定、協議会への参画、調査研究又は広報啓発等に必要経費について所要の普通交付税措置を講ずるとともに、都道府県が広域化対象市町村に対して行う補助金、交付金等の交付に要する経費について所要の特別交付税措置を講ずるほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の地方公共団体の組合（以下「組合」という。）で広域化を行った広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行った広域化対象市町村又は組合で広域化を行う広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行う広域化対象市町村（以下「広域化対象市町村等」という。）に対して、当該広域化対象市町村等が広域消防運営計画を達成するために事業に要する経費等について、財政運営に支障を生ずることのないよう、次の財政措置を講ずる。
なお、これらの措置については、消防広域化重点地域に対するものに重点化して行うこととしている。

(1) 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せを構成する市町村の全部又は一部からなる地域の広域化に限る。以下この①にお

これとあわせ、中心消防本部の設定についても検討し、関係消防本部の意向を確認した上で、中心消防本部となる消防本部から同意を得て推進計画に定めることとする。

また、広域化の具体的な検討過程において、中心消防本部を設定している地域であっても、消防本部間での調整が困難な場合などには、都道府県が消防本部や関係市町村の事務担当者を構成員とした協議の場の設置を主導することも考えられる。この際、必要に応じて事務局やオブザーバーとして参画し、課題解決に向けた助言を実施するなど、都道府県が積極的に関与することが協議の実効性を確保する上で非常に有効である。さらに、消防本部と首長部局等との間での調整が継続する場合には、消防本部の求めに応じて、都道府県が首長部局等への説明に同席し、助言を行う等により調整の円滑化を図ることも考えられる。広域化後には、消防本部において、新たに発生する事務処理や、継続検討とされた事項の調整等について、円滑に合意形成が図られるよう、都道府県は助言や支援を行う等、積極的に関与することが期待される。

なお、本指針一、4に掲げる国の施策及び本指針三、5に掲げる各都道府県における措置を重点的に実施する地域（以下「消防広域化重点地域」という。）については、これまで以上に積極的に指定し、広域化を推進するものとする。あわせて、消防事務の一部について柔軟に連携・協力を行うこと（以下「消防の連携・協力」という。）についても、推進していくものとし、消防の広域化と同様、関係市町村間の必要な調整、情報の提供その他の必要な支援を行う役割を果たすことが期待される。

4 国における自主的な市町村の消防の広域化を推進するための施策
本指針一、3を踏まえ、国は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、次のような施策を講ずる。

(1) 消防広域化推進本部の設置
消防庁に、都道府県及び市町村における広域化の取組を支援するための消防広域化推進本部を設置する。

(2) 広報及び普及啓発
市町村の消防の広域化を推進するためには、消防サービスの提供を受ける国民、広域化に直接取り組む市町村及び指導助言や連絡調整等を市町村に対して行う都道府県が広域化の必要性、メリットや全国的な状況等について、十分に理解することが重要であることから、あらゆる機会を捉え、また、適当な広報媒体を活用することにより、広域化に関する広報及び普及啓発を行う。

いて「市町村の消防の広域化」という。）に伴う広域消防運営計画の作成を含めた広域化の準備に要する経費及び臨時に増加する経費について所要の特別交付税措置を講ずる。

(ii) 市町村の消防の広域化（令和十一年四月一日までに行われるものに限る。）に伴い、広域消防運営計画又は消防署所等（消防署、出張所及び指令センターをいう。以下同じ。）の再編整備計画（以下「広域消防運営計画等」という。）に基づき、必要となる消防署所等（一体的に整備する自主防災組織等のための訓練研修施設を含む。）の増設（広域消防運営計画等において消防署所等の再配置が必要であると位置付けられたものについては、新築を含む。）（高機能消防指令センターの整備については、標準仕様書に基づき消防指令システムを整備するものに限る。）であって、当該広域化後十年度以内で完了するもの（ただし、広域化前に完了するものを含み、平成十八年の消防組織法の改正に基づいて平成三十年四月一日までに広域化した消防本部にあっては令和十年四月一日までに完了するもの。）(iii) (iv)において同じ。）に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

(iii) 市町村の消防の広域化（令和十一年四月一日までに行われるものに限る。）に伴い、統合される消防本部庁舎を消防署所等として有効活用するために必要となる改築（高機能消防指令センターとして改築する場合は、標準仕様書に基づき消防指令システムを整備するものに限る。）であって、当該広域化後十年度以内で完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

(iv) 市町村の消防の広域化（令和十一年四月一日までに行われるものに限る。）に伴う消防本部庁舎の整備であって、当該広域化後十年度以内で完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

(v) 市町村の消防の広域化（令和十一年四月一日までに行われるものに限る。）に伴い、広域消防運営計画等に基づく消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備事業であって、当該広域化後五年度以内で完了するもの（ただし、広域化前に完了するものを含む。）に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

(vi) 市町村の消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備（高機能消防指令センターの整備については、標準仕様書に基づき消防指令システムを整備するものに限る。）については、消防防災施設等整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮をするものとする。

② 連携・協力関連事業
組合で消防の連携・協力を市町村の加入するもの又は消防の連携・協力を市町村（以下「連携・協力実施市町村等」という。）に対して、都道府県が

う補助金、交付金等の交付に要する経費について所要の特別交付税措置を講ずるほか、当該連携・協力実施市町村等が消防の連携・協力の円滑な実施を確保するための計画（以下「連携・協力実施計画」という。）を達成するために行う事業のうち特に消防の広域化につなげる効果が高いものに要する経費等について、財政運営に支障を生ずることのないよう、次の財政措置を講ずる。

- (i) 市町村の消防の連携・協力（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せを構成する市町村の全部又は一部からなる地域の連携・協力に限る。）に伴う連携・協力実施計画の作成を含めた連携・協力の準備に要する経費及び臨時に増加する経費について所要の特別交付税措置を講ずる。
- (ii) 消防の連携・協力に伴い、連携・協力実施計画に基づき、必要となる高機能消防指令センターの新築・増改築（標準仕様書に基づき消防指令システムを整備するものに限る。）であって、連携・協力実施計画に位置付けた後十年度以内に完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。
- (iii) 消防の連携・協力に伴い、連携・協力実施計画に基づき、必要となる消防用車両等の整備であって、連携・協力実施計画に位置付けた後五年度以内に完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。
- (iv) 消防の連携・協力に伴い、連携・協力実施計画に基づき、必要となる訓練施設の整備であって、連携・協力実施計画に位置付けた後十年度以内に完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。
- (v) 消防の連携・協力に伴う消防防災施設等の整備（高機能消防指令センターの整備については、標準仕様書に基づき消防指令システムを整備するものに限る。）については、消防防災施設等整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮をするものとする。

二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間

市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立のため、不断に取り組んでいかなければならない課題であるが、地域における広域化についての合意形成には相当の時間を要するものと考えられる一方で、大規模災害等が発生する懸念が高まっており、広域化の取組が急がれることや過度に長期の期限を設けると集中的な広域化の取組を阻害するおそれがあることを踏まえると、令和十一年四月一日を期限として広域化に取り組むことが必要である。

(1) 都道府県の推進計画等

都道府県の実情に照らし、必要に応じて推進計画の変更若しくは再策定又は策

分認識した上で、今後の人口の減少、消防需要の変化、消防職員の高齢化等の進展も踏まえ、おおむね十年後の消防体制の姿を見通す必要があること。

(3) 広域化対象市町村の組合せ及び中心消防本部の設定

広域化対象市町村の組合せは、本指針三、二に基づき定めること。

地域の実情に応じて必要な場合には、本指針一、三を参考にしつつ、広域化対象市町村を管轄する消防本部の中から、中心消防本部を定めること。ただし、広域化の検討が円滑に進むよう、当該消防本部の同意を得て定めること。

なお、本指針三、三に基づき、必要に応じて消防広域化重点地域の指定等を行うこと。

また、都道府県が推進する必要があると認める自主的な消防の連携・協力の対象となる市町村（以下「連携・協力対象市町村」という。）についても、本指針三、四に基づき定めること。

(4) 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項
本指針三、五に基づき定めること。

(5) 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
本指針四を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。

(6) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
本指針五を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。

なお、都道府県が推進計画を定めるに当たっては、都道府県に、都道府県、市町村の代表、消防機関の代表（常備消防・消防団）、住民代表及び学識経験者等で構成する委員会等の協議機関を設置するなどして、関係者のコンセンサスの形成に努めることが重要である。

また、都道府県が推進計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならないとされているところである。

2 推進計画に定める広域化対象市町村の組合せに関する基準

各都道府県は、以下の点を十分考慮した上で、推進計画において、広域化対象市町村及びその組合せを定めること。

(1) 市町村の消防の広域化の規模

一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が狭

定を行うよう努めること。

(2) 市町村の消防の広域化

各広域化対象市町村においては、広域消防運営計画の作成等、広域化に向けた取組を行い、令和十一年四月一日までに広域化を実現すること。

三 推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準

1 推進計画の策定

都道府県が、本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合に、その市町村を対象として定めるよう努めることとされている推進計画には、おおむね次のような事項を定めることとなる。

(1) 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

次のような事項に留意して定めること。

- ① 推進計画は、広域化を推進する必要があると認める市町村について、その広域化を計画的かつ円滑に推進することを目的とすること。
- ② 広域化は、消防の体制の整備及び確立を図るため推進するものであること。
- ③ 広域化は、市町村、住民、消防関係者等の理解を得て進めていくことが肝要であり、これらの関係者のコンセンサスを得ながら推進していくように努めること。

(2) 市町村の消防の現況及び将来の見通し

次のような事項に留意して定めること。

- ① 広域化を推進するに当たっては、まずは、市町村が自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力を分析し、広域化や連携・協力といった手段を織り込みながら、今後のあるべき姿を考えることが必要であるため、都道府県が市町村に対し、当該分析・検討を行うために積極的な助言・支援を行う必要があること。
- ② 市町村の分析・検討を踏まえた上で、消防組織法が改正された平成十八年以降における広域化の進捗、広域化後の消防本部における広域化の効果、各都道府県における消防需要の動向等を振り返り、消防力の実情、消防本部の財政、人事管理等の状況などの市町村の消防の現況を把握し、改めて広域化の必要性を十

化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。現行の推進計画において、一の都道府県全体を一つの単位とした区域（以下「全県一区」という。）での広域化を規定した都道府県が一定数あるが、全県一区での広域化は理想的な消防本部のあり方の一つとも言える。

その上で、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等に鑑みると、管轄人口の観点から言えばおおむね三十万以上の規模を一つの目標とすることが適当である。

しかしながら、各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、広域化対象市町村の組合せを検討する際には、上記の規模目標には必ずしもとらわれず、小規模消防本部の広域化を着実に推進するという観点から、これらの地域の事情を十分に考慮する必要がある。

ただし、本指針一、一でも述べたように、消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることがこれまで以上に必要となっていることに鑑み、小規模消防本部及び消防吏員数が百人以下の消防本部については、可能な限り広域化対象市町村に指定する方向で検討する必要がある。とりわけ、消防吏員数が五十人以下の消防本部（以下「特定小規模消防本部」という。）については、原則、広域化対象市町村に指定する方向で検討する必要がある。

(2) 連携・協力等の状況

消防の連携・協力を実現している地域や、消防庁から示されている消防指令システムに関する標準仕様書に基づいて当該システムを既に整備し、又はその整備を検討している消防本部が複数ある地域については、こうした状況も考慮して広域化対象市町村の組合せを検討することが必要である。

(3) 配慮すべき事項

非常備市町村の常備化の必要性に配慮する必要がある。

以上のことを踏まえ、まずは、都道府県内の消防のあるべき姿を議論し、おおむね十年後までに広域化すべき組合せを定めた上で、推進期限までに広域化すべき組合せを定めるものとする。その際、必要に応じて、段階を踏んだ組合せや実現可能性のある複数の組合せも定めるものとする。

3 消防広域化重点地域の指定等

(1) 消防広域化重点地域の指定の趣旨

十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村等を消防広域化重点地域に積極的に指定し、他の広域化対象市町村よりも先行して集中的に広域化を推進することにより広域化対象市町村の組合せにおける自主的な市町村の消防の広域化を着実に推進するものとする。

(2) 都道府県知事による消防広域化重点地域の指定及び公表等
都道府県知事は、広域化対象市町村のそれぞれの組合せを構成する市町村の全部又は一部からなる地域のうち、広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして次に該当すると当該都道府県知事が認めるものを消防広域化重点地域として指定することができる。

- ① 今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域
 - ② 広域化の気運が高い地域
- なお、推進期限である令和十一年四月一日までに広域化を実現させるべき地域は消防広域化重点地域に指定することが望ましく、その中でも、具体的には、次に掲げる地域について、消防広域化重点地域に可能な限り指定することが望ましい。

- (i) 特定小規模消防本部
- (ii) 非常備市町村
- (iii) 消防の連携・協力の実施地域
- (iv) 広域化を希望しているが、広域化の組合せが決まっていない消防本部

広域化対象市町村の一の組合せを超える地域を消防広域化重点地域に指定しようとするときは、当該指定しようとする地域が広域化対象市町村の一の組合せの全部又は一部を構成するよう、事前又は事後に推進計画の変更を行うものとする。

なお、消防広域化重点地域の指定を行ったときはその旨を、当該消防広域化重点地域に対する都道府県の支援の内容とともに公表するものとする。

(3) 関係市町村の意見の聴取等

消防広域化重点地域の指定に当たっては、都道府県知事は、あらかじめ関係市町村の意見を聴くものとする。

また、消防広域化重点地域に指定された市町村以外の市町村から消防広域化重点地域の指定を求める意見等があった場合においては、都道府県知事は当該意見等を尊重し、当該市町村を対象とする消防広域化重点地域の指定等に努めるものとする。

(3) 高機能消防指令センターの共同運用

指令の共同運用により、整備費の削減、現場要員の充実等を図ることができることに加え、災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援態勢が確立されるなどの効果が見込まれる。

また、現場に最先着できる際に自動で出動指令を行ういわゆる「直近指令」、出動可能な隊がなくなった場合に指令の共同運用を行う他消防本部の隊に自動で出動指令を行ういわゆる「ゼロ隊運用」などの高度な運用により、区域内の消防力を大きく向上させることも可能である。

さらには、人事交流が生まれるなど消防本部間の垣根を低くする効果もあり、消防の連携・協力の中でも、消防の広域化につながる効果が特に大きい。

以上のことから、指令の共同運用については、広域化の推進と併せて、積極的に検討すべきであるが、現状、指令の共同運用を行う地域のうち半数を超える地域においては、高度な運用が実施されていないため、指令の共同運用の効果を最大限に生かすこととなる高度な運用についても併せて実施を検討することが必要である。

都道府県においては、上記のことを十分に認識した上で、消防本部等と緊密に連携しながら、市町村の高機能消防指令センターの更新時期や標準化の進捗、検討状況を把握し、消防本部に対して指令の共同運用についての検討を促し、その結果を推進計画に反映させることが必要である。

なお、指令の共同運用を行う規模については、広域化と同様、一般論としては、規模が大きいほど望ましいことにも鑑み、面積、人口等において、標準的な規模の都道府県であれば、原則、全県一区とする必要がある。

5 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する基準
消防組織法第三十三条において、都道府県知事が行う市町村相互間における必要な調整及び情報の提供その他の必要な援助等について定められていることを踏まえ、各都道府県は推進計画において、当該各都道府県における自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置を定めること。

具体的には、

- ① 広域化を推進するための体制の整備
- ② 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等
- ③ 各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保、職員派遣及び財政支援等
- ④ 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等

ものとする。

- (4) 消防広域化重点地域の指定の変更
- (2) 及び(3)は、消防広域化重点地域の指定の変更について準用する。

4 推進計画に定める連携・協力対象市町村の組合せに関する基準

(1) 消防の連携・協力の意義

消防の広域化は消防力の維持・強化に当たって最も有効な方策であるが、消防の広域化の実現にはなお時間を要する地域もあり、そのような地域においては、消防の広域化につなげるべく、消防の連携・協力を行う必要がある。平成三十一年以降、広域化した七地域のうち五地域では、広域化前に高機能消防指令センターの共同運用（以下「指令の共同運用」という。）や消防用車両の共同整備といった連携・協力を実施しており、こうした取組は、広域化を実現していくための下地となり、その後の広域化の実現につながるものと考えられるため、積極的に推進する必要がある。

(2) 推進計画へ位置付ける上での基本的な考え方

連携・協力対象市町村の組合せを定めるに当たっては、消防の広域化と同様に地域の実情を考慮し、市町村の自主的かつ多様な消防の連携・協力を尊重する必要がある。

しかしながら、消防の連携・協力が喫緊の最重要課題である消防の広域化につながるものであるということを十分に認識した上で、どの市町村間でどのような連携・協力が可能であるかについて、都道府県においても、広い視野で検討することが必要である。

なお、推進計画に位置付けることが望ましい消防の連携・協力としては、次の類型等が挙げられる。

- ① 指令の共同運用
- ② 消防用車両、資機材等の共同整備
- ③ 高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務
- ④ 特殊な救助等専門部隊（水難救助隊、山岳救助隊、NBC災害対応隊等）の共同設置
- ⑤ 専門的な人材育成の推進
- ⑥ 訓練の定期的な共同実施
- ⑦ 現場活動要領の統一

⑤ 広域化に関する調査研究

等が考えられるところであり、これらを参考にしつつ、必要な措置を定め、都道府県として広域化の推進に積極的に取り組むこと。

四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

1 広域化後の消防の体制の整備

市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に発揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要である。

なお、本指針一、三のとおり、広域化後においても都道府県及び旧中心消防本部が管轄していた市町村等による積極的な支援や関与が必要である。

2 構成市町村等間関係

市町村の消防の広域化は、主に組合又は事務委託により行われることとなるが、その場合広域化後の消防は、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村（以下「構成市町村等」という。）との意思疎通及び情報共有に特に意を用いる必要がある。

3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

このように、広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であるが、そのための方策としては、例えば、以下のような事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定めることとすることが有効である。

(1) 組合の方式による場合

- ① 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- ② 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること。
- ③ 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること。
- ④ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること。
- ⑤ 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
- ⑥ 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構

成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。

⑦ 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

(2) 事務委託の方式による場合

① 委託料に係る基本的なルール

② 災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。

③ 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

4. 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

五. 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、本指針一、二のとおり、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、消防力の整備指針第三十七条に基づき、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合を除き、一市町村に一团を置くものとする。

この場合、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保が必要となる。そのために、次のような具体的方策が考えられる。

① 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整

② 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施

③ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等

④ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と消防団との連携の確保を図ることが必要である。

2 防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要である。

この場合、市町村の消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となる。

そのために、次のような具体的方策が考えられる。

① 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託

② 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置

③ 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等

④ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流

⑤ 総合的な合同防災訓練の実施

⑥ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化

⑦ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる二十四時間体制の確保

以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図ることが必要である。

3 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

■参考資料5 市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正について（通知）■

消防消第92号
令和6年3月29日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

消防庁長官

市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正について（通知）

平素より、消防防災行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部を改正する件（令和6年消防庁告示第8号。以下「改正告示」という。）が、別添のとおり告示されましたので通知します。

貴職におかれましては、下記事項に留意されるとともに、各都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第1 主な改正内容

1 市町村の消防の広域化の必要性（改正告示による改正後の市町村の消防の広域化に関する基本指針（以下「基本指針」という。）一、1）

(1) 大規模災害に備えた体制

令和6年能登半島地震のような甚大な被害をもたらす地震の発生が見込まれているなど、激甚化・頻発化する自然災害等への警戒が必要であり、大規模災害の発生に備え、消防体制を確保すべき必要性が高まっていることに加え、応援部隊到着前の初動体制の確保や、応援部隊との効果的な連携体制の構築のため、一定の消防職員数の確保が必要であることを追記したこと。

(2) 感染症に備えた体制

新型コロナウイルス感染症を踏まえ、救急体制への負担の増加や、職員

の感染等に対応するため、人員配置等を柔軟に行うことができる消防職員数の確保が必要であることを追記したこと。

(3) DXの進展への対応

高度な機器の導入・運用等や専門人材の育成・確保にも、消防本部の体制強化は有効であることに加え、消防指令システムの標準化は、システムの基本的な機能を共通化するものであり、広域化の検討の円滑化に資することを追記したこと。

2 令和6年度以降の市町村の消防の広域化の推進の方向性(基本指針一、3)

(1) 中心消防本部の設定等

地域の核となり広域化の検討を主導する消防本部(以下「中心消防本部」という。)について都道府県が策定する推進計画に定めることができることを追記したこと。

(2) 中心消防本部の役割

中心消防本部の役割として、周辺の消防本部の広域化の意向確認、広域化の効果の調査、広域化に関する協議会等の設置、広域化実施に係る論点整理等に主体的に取り組み、広域化を主導すること等を追記したこと。

(3) 都道府県の役割

都道府県の役割として、中長期的な消防力のシミュレーション結果を市町村に提示し、他の消防本部と比較整理して説明することなどを通じ、広域化の機運を醸成することや、消防本部間での調整が困難な場合などには、市町村等の協議の場の設置を主導するなど積極的に関与することを通じ協議の実効性を確保することを追記したこと。

3 国における自主的な市町村の消防の広域化を推進するための施策(基本指針一、4)

(1) 都道府県及び市町村に対する情報提供

広域化の推進に関する財政措置等の制度や広域化を実現した他の消防本部における優良事例等の情報提供を行うことを追記したこと。

(2) 相談体制の確保充実等

消防用車両出動シミュレーションシステムの活用を促し、広域化や連携・協力の検討の促進を図ることを追記したこと。

(3) 財政措置

広域化関連事業及び連携・協力関連事業について、新たな地方財政措置を講ずることを追記したこと。

- 4 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間（基本指針二）
令和 11 年 4 月 1 日を期限として広域化に取り組むことが必要としたこと。
- 5 推進計画に定める広域化対象市町村の組合せに関する基準（基本指針三、2）
都道府県は、連携・協力の実施状況や、消防指令システムの標準化の進捗、検討状況も考慮して広域化対象市町村の組合せを検討することを追記したこと。
- 6 推進計画に定める連携・協力対象市町村の組合せに関する基準（基本指針三、4）
 - (1) 消防の連携・協力の意義
平成 31 年以降、広域化した 7 地域のうち 5 地域では、広域化前に連携・協力を実施しており、連携・協力の取組を進めることは、広域化を実現していくための下地となり、その後の広域化の実現につながるものと考えられるため、積極的な推進が必要であることを追記したこと。
 - (2) 推進計画へ位置付ける上での基本的な考え方
推進計画に位置付けることが望ましいものとして、7つの類型（①指令の共同運用、②消防用車両、資機材等の共同整備、③高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務、④特殊な救助等専門部隊（水難救助隊、山岳救助隊、NBC 災害対応隊等）の共同設置、⑤専門的な人材育成の推進、⑥訓練の定期的な共同実施、⑦現場活動要領の統一）等が挙げられることを追記したこと。
 - (3) 高機能消防指令センターの共同運用
指令の共同運用の効果を最大限に生かすために高度な運用も併せて実施を検討することが必要であり、都道府県においては、消防本部等と緊密に連携しながら、市町村の高機能消防指令センターの更新時期や標準化の進捗、検討状況を把握し、消防本部に対して指令の共同運用についての検討を促すことを追記したこと。

第2 留意事項

- 1 中心消防本部の設定（基本指針一、3 関連）
平成 18 年以降、広域化を実現した地域の多くでは、都道府県や地域の核となる中心的な消防本部の積極的な取組等により、消防本部間の調整が円滑に行われていたことから、広域化に向けた検討を積極的に進めるための選択肢の一つとして、広域化を検討する地域ごとに、中心消防本部を推進計画に

定めることができるものとする。

都道府県は、広域化の規模や連携・協力等の状況などを考慮し、広域化対象市町村及びその組合せを定めること。その上で、地域の実情に応じて必要な場合には、広域化対象市町村を管轄する消防本部の中から、当該消防本部の同意を得て、中心消防本部を定めることができるものとする。

なお、地域事情にもよるが、一般的には広域化を検討する地域の中で、管轄人口や消防職員数が多い消防本部を、中心消防本部と定めることが考えられること。

2 財政措置（基本指針一、4 関連）

これまでの地方財政措置に加え、新たに地方財政措置を講ずることを踏まえ、都道府県及び市町村は、広域化及び連携・協力の推進に一層取り組まれないこと。

地方財政措置の詳細は、令和6年3月29日付け消防消第96号「消防の広域化及び連携・協力の推進に係る地方財政措置について（通知）」を参照すること。

3 推進期限（基本指針二関連）

自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間（令和11年4月1日）を踏まえ、都道府県においては、中心消防本部の設定や、新たな連携・協力の類型等について推進計画へ位置付ける等、必要に応じて推進計画の変更等を行うこととし、広域化対象市町村においては、令和11年4月1日までの5年間で広域化を実現されたいこと。

第3 施行日

令和6年4月1日

■参考資料6 市町村の消防の連携・協力に関する基本指針■

市町村の消防の連携・協力に関する基本指針

第1 消防の連携・協力についての基本的な考え方

1 消防をとりまく課題とその対応方策

人口減少の進行により、人的・財政的な資源に限られる一方で、令和六年能登半島地震のような甚大な被害をもたらす地震の発生が近い将来にも見込まれているなど、近年、激甚化・頻発化する自然災害等への警戒が必要な状況にある。

消防は、今後とも、人的・財政的な資源を有効活用し、将来にわたって持続可能な消防体制を整備・確立していく必要がある。

そのため、常備消防は、社会経済情勢の変化、各般の技術の進展等に応じて、より高度・専門的な活動を実施できるようにしていかなければならない。

これまで、消防庁では、常備消防の体制の整備・確立については、「消防の広域化」（消防組織法の規定に基づき実施される消防組織の統合を行うもの。以下同じ。）を推進してきたところであり、最も有効な方策である消防の広域化については、より積極的に進めていくこととする。

一方で、消防の広域化は、組織の統合に向けた調整が困難である等、実現にはなお時間を要する地域もあり、そのような地域においては、消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力すること（以下「消防の連携・協力」という。）により、消防力の強化に効果を生み出していくことが可能となる。平成31年以降、広域化した7地域のうち5地域では、消防の連携・協力に取り組んでいたことから、消防の連携・協力は広域化の実現につながるものと考えられるため、積極的に推進する必要がある。

2 消防の連携・協力の推進

(1) 消防の連携・協力の必要性等

(ア) 必要性和効果

直ちに広域化を進めることが困難な地域においても必要となる消防力を確保・充実していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力を推進することが必要である。

消防の連携・協力による効果やその効果が及ぶ範囲は、連携・協力をを行う消防事務の種類やその方式によって様々だが、一般的に、

- 災害対応能力の向上
- 施設整備や維持管理に係る経費の効率的な配分
- 人員の効率的な配置、現場要員の増強

- 消防本部間の人材交流による職員の能力・職務意欲の向上
といった効果がある。

このように、消防の連携・協力による人的・財政的な資源の効率的な活用によって、現場要員の増強など消防力を充実強化することができる。

さらに、消防の連携・協力を進めていくことで、

- 職員間のつながり、意識の共有
- 広域的に消防事務を行うことの効果の実感
- 共同で消防事務の処理を行うという実績の蓄積

等の広域化を実現していくための下地が作られることとなる。こうしたことを契機として、消防力の確保・充実の方策としてより有効である消防の広域化を目指すことが適当である。

(イ) 連携・協力を進める上で留意すべき事項

- 消防力を充実強化していくことは喫緊の課題であり、実施することが可能な消防の連携・協力については早期に順次実施していくこと。
- 消防の連携・協力を進めるに当たっては、都道府県の境界を越えて、地理的なメリットのある消防本部間での連携・協力を検討すること。
- 複雑化・多様化する災害に対応できる高度かつ専門的な消防体制を確保するためには、地域の中核となる比較的大規模な消防本部が中心となり、近隣の消防本部との広域的な連携を図ること。
- 住民の防災意識が低下し、地域防災力の低下につながるようなことのないよう、地域の住民や企業などの自発的な防災活動への参加を継続して推進するなど、地域防災力を向上させるために、常備消防がさらに積極的に取り組んでいくこと。

(2) 消防の連携・協力の推進方策

消防の連携・協力を推進するため、消防の連携・協力の実施主体となる市町村、都道府県及び国はそれぞれ以下の役割を果たすこととする。

(ア) 市町村の役割

市町村は、消防の連携・協力を行おうとするときは、協議により消防の連携・協力の円滑な実施を確保するための計画（以下「連携・協力実施計画」という。）を作成するものとする。

連携・協力実施計画には、おおむね以下の事項について定めるものとする。

- 連携・協力の円滑な実施を確保するための基本方針
- 連携・協力を行う消防事務の内容及び方法
- 連携・協力を行う消防事務とそれ以外の消防事務の連携の確保に関する事項

市町村は、別紙「連携・協力実施計画に定める事項について」を参考にし、管内の消防需要等の情勢分析を適切に行った上で、連携・協力実施計画を作成するものとする。

(イ) 都道府県の役割

都道府県は、地域の実情を考慮し、市町村の自主的かつ多様な消防の連携・協力を尊重する必要がある。

しかしながら、都道府県が消防組織法に基づき広域化を推進すべき立場にあり、消防の連携・協力が喫緊の最重要課題である消防の広域化につながるものであるということを十分に認識した上で、どの市町村間でどのような連携・協力が可能であるかについて、都道府県においても、広い視野で検討し、推進計画において、都道府県が推進する必要があると認める自主的な消防の連携・協力の対象となる市町村（以下「連携・協力対象市町村」という。）や消防の広域化と同様に連携・協力を推進するために必要な措置を定めるものとする。

なお、推進計画に位置付けることが望ましい消防の連携・協力としては、次の類型等が挙げられる。

- ① 高機能消防指令センターの共同運用（以下「指令の共同運用」という。）
- ② 消防用車両、資機材等の共同整備
- ③ 高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務
- ④ 特殊な救助等専門部隊（水難救助隊、山岳救助隊、NBC 災害対応隊等）の共同設置
- ⑤ 専門的な人材育成の推進
- ⑥ 訓練の定期的な共同実施
- ⑦ 現場活動要領の統一

とりわけ、指令の共同運用については、消防の広域化につなげる効果が特に大きい。また、近隣の複数の消防本部が、消防庁から示されている消防指令システムに関する標準仕様書に基づいて当該システムを既に整備し、又はその整備を検討している場合は、指令の共同運用の検討の円滑化にも資するものと考えられる。このため、都道府県は、消防本部等と緊密に連携しながら、市町村の高機能消防指令センターの更新時期や、標準化の進捗、検討状況を把握し、消防本部に対して指令の共同運用についての検討を促し、その結果を推進計画に反映させることが必要である。

また、消防の広域化と同様、関係市町村間の必要な調整、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(ウ) 消防庁の役割

消防の連携・協力の具体的なメリットや、連携・協力する消防事務の具体的内容と当該連携・協力を実施するための地方自治法上の手法について、各消防本部の十分な理解を得ることが必要であり、そのため、消防庁において、全国レベルでの研修会の開催、個別の消防本部に対する働きかけやアドバイザーの派遣、連携・協力の推進に関する財政措置等の制度や連携・協力を実現した他の消防本部における優良事例の横展開、消防用車両出動シミュレーションシステムの活用促進などソフト面の支援を積極的に行うこととする。

また、消防の連携・協力をを行う地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、次の財政措置を講じる。

- 組合で消防の連携・協力をを行う市町村の加入するもの又は消防の連携・協力をを行う市町村に対して、都道府県が行う補助金、交付金等の交付に要する経費について所要の特別交付税措置を講ずる
- 市町村の消防の連携・協力（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せを構成する市町村の全部又は一部からなる地域の連携・協力に限る。）に伴う連携・協力実施計画の作成を含めた連携・協力の準備に要する経費及び臨時に増加する経費について所要の特別交付税措置を講ずる。
- 連携・協力をを行う市町村が、連携・協力実施計画に基づき実施する高機能消防指令センターの整備・改修（消防指令システムが標準仕様書に基づき整備されるものに限る。）について防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債の対象とする。
- 連携・協力をを行う市町村が、連携・協力実施計画に基づき実施する消防用車両等の整備について防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債の対象とする。
- 連携・協力をを行う市町村が、連携・協力実施計画に基づき実施する訓練施設の整備について防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債の対象とする。
- 本指針に基づく消防指令業務の共同化に伴う高機能消防指令センターの整備（消防指令システムが標準仕様書に基づき整備されるものに限る。）については、消防防災施設整備費補助金の交付の決定に当たって特別の配慮を行う。
- 本指針に基づく連携・協力に伴う緊急消防援助隊設備の整備については、緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって特別の配慮を行う。

(3) 消防の連携・協力の具体例

消防の連携・協力を実施するに当たっては、地域の災害特性や消防需要の見通し、地形的な状況等について把握分析しながら、関係する市町村において積極的な検討を実施していくことが必要である。

地域における検討の参考となるよう、下の(ア)～(キ)のとおり消防の連携・協力の具体例を示す。なお、消防の連携・協力は、以下の7つの例以外のもも考えられ、消防体制の整備・確立に向けて地域の自主的かつ積極的な検討が必要となる。

(ア) 指令の共同運用

指令の共同運用は、既に多くの消防本部で実施されているが、全国的な広がりには依然として不十分であり、消防の連携・協力の一類型として、今後も積極的に検討を進めていく必要がある。

指令の共同運用を行うことで、災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援体制が確立されることや、消防本部間で災害情報の様式を統一することによって、災害情報の統計資料としての活用も容易になること等の効果がある。

なお、指令の共同運用の実施に際しては、現場に最先着できる隊に自動で出動指令を行ういわゆる「直近指令」、出動可能な隊がなくなった場合に指令の共同運用を実施している他消防本部の隊に自動で出動指令を行ういわゆる「ゼロ隊運用」などの高度な運用を併せて行うことで、地域の消防体制の向上に一層資するものとなる。しかしながら、現状、指令の共同運用を行う地域のうち半数を超える地域においては、高度な運用が実施されていないため、指令の共同運用の効果を最大限に生かすこととなる高度な運用についても併せて実施を検討することが必要である。

また、指令の共同運用を実施する規模については、広域化と同様、一般論としては、規模が大きいほど望ましいことにも鑑み、面積、人口等において、標準的な規模の都道府県であれば、原則、全県一区（一の都道府県全体を一つの単位とした区域をいう。）とする必要がある。なお、地理的な事情等によりそれが困難な場合であっても、できる限り広域的な範囲での共同運用を目指すことが必要である。

(イ) 消防用車両、資機材等の共同整備

はしご自動車や特殊災害車両等、出動頻度の高くない車両や、NBC関連資機材等の使用頻度が限られる高度な資機材などについては、一定の圏域内で共同して整備し、当該圏域内の事案に対して活用する体制とすることによって、車両、資機材の購入費・維持管理費を効率化するこ

とができる。

また、複数の消防本部で共同整備することで、より高度な車両、資機材の配置が可能になり、複雑化・多様化する災害への対応能力の向上も期待できる。

(ウ) 高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における消防の連携・協力

予防業務については、高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の業務について、各地域における予防業務の実情等に応じて、広域的な圏域での消防の連携・協力を図っていく必要がある。

また、一定の圏域内で消防の連携・協力を実施することによって、ノウハウの共有や職員の知識・技能の向上が図られる。

(エ) 特殊な救助等専門部隊の共同設置

複数の消防本部が高度な技術や知識を必要とする水難救助隊、山岳救助隊、NBC災害対応隊、ドローン隊などを共同設置し、それに伴う必要な資機材も共同整備することにより、特殊な災害への対応能力の向上や専門的な人材の育成、資機材の購入費・維持管理費の効率化等を図ることができる。

(オ) 専門的な人材育成の推進

救急や予防など、特に高度・専門的な知識・技能が求められる業務については、中核的な消防本部が近隣の消防本部の職員を研修生として受け入れることにより専門的な人材を育成し、圏域内の消防力の向上を図ることができる。

(カ) 訓練の定期的な共同実施

複数の消防本部が協議会の設置等により、定期的に共同訓練を実施することにより、大規模災害発生時に、早期に必要な部隊を集結させ、活動能力の大幅な増強を図るとともに、災害対応をより実効性あるものとする事ができる。

(キ) 現場活動要領の統一

複数の消防本部が現場活動要領を統一し、戦術や安全管理体制に関する認識を共有することにより、知識や技術の向上や相互応援における活動の効率化、緊急消防援助隊として出動した場合の活動の円滑化等を図ることができる。

※ なお、消防の連携・協力の方式については、連携協約、協議会その他の地方自治法第二編第十一章第三節に規定される事務の共同処理の方式、消防組織法第三十九条第二項に定められている相互応援協定その他多様な方式の中から、関係市町村間においてそれぞれの方式の利点及び問題

点を十分に比較考量の上、その地域に最も適した方式を選択することが必要である。

第2 消防の連携・協力を推進する期間

消防の連携・協力を促す観点から、推進期限を設けて取り組むこととする。

大規模災害やテロ災害は全国どの地域において、いつ発生してもおかしくないことから、早急な消防の連携・協力の取組が必要である。一方、消防の連携・協力を当たっては一定の準備期間も必要であることから、消防の連携・協力の推進期限については、消防の広域化の推進期間も踏まえ、令和11年4月1日までとする。

第3 市町村が連携・協力実施計画を作成する際の留意事項

1 検討体制の整備

消防事務は、住民の生命、身体及び財産を保護するという最も基本的なサービスであり、サービスを直接受ける住民に大きな影響を与えるものであるため、消防の連携・協力を検討する際には、関係消防本部のみならず、必要に応じて都道府県、市町村、消防団、自主防災組織、学識経験者等の多様な主体が参画する協議機関を設けることも考えられる。

なお、その際の協議機関としては、地方自治法252条の2の2に基づく協議会のほか、任意の協議組織を設けることも考えられる。

2 連携・協力実施計画の早期の策定

消防の連携・協力の推進による消防力の確保・充実をいち早く実現するために、各消防本部においては、消防の連携・協力を実施しようとする場合には、できる限り早期に連携・協力実施計画を作成することが望ましい。

連携・協力実施計画に定める事項について

消防の連携・協力の円滑な実施を確保するための計画（以下「連携・協力実施計画」という。）に定めるべき事項については、以下のとおりとする。

なお、各地域の実情に応じ、その他の事項について定めることも差し支えない。

1 連携・協力の円滑な実施を確保するための基本方針

(1) 連携・協力を行おうとする地域における消防の現況・課題、将来予測

消防の連携・協力の実施を検討するに当たり、まず、連携・協力を行おうとする地域の各消防本部の消防力・消防需要の現況や課題、将来予測を分析しておくことが必要であり、具体的には、

- ・消防需要の現況と将来予測
- ・消防力の現況と将来予測
- ・財政の現況と将来予測
- ・組織・人員の現況と将来予測

等について分析の上、計画に記載する。

(2) 連携・協力実施後の消防についての基本的な方針

(1)の分析を踏まえ、連携・協力によって目指すべき消防の姿についての基本的な考え方を定めておく。

具体的には、連携・協力の実施によって、初動対応部隊の増強、特殊な車両の整備や専門部隊の共同設置、訓練の共同実施等による災害対応能力の向上、現場到着時間の短縮、人材育成の充実等の目指すべき消防の姿について、基本的な方針を定めること。また、連携・協力を契機として、他の消防事務の連携・協力をさらに進めていくことや、将来的な広域化に向けた議論を進めていくということを内容に盛り込むこと。

(3) 連携・協力実施の検討体制

連携・協力の実施までの準備期間において関係消防本部が協議する体制について定める。また、連携・協力の実施後において各種事項を調整する際の協議体制についても定める。

(4) 実施スケジュール

消防の連携・協力の実施に当たっては、各消防本部における組織体制の変更や車両・施設等の整備等を計画的に進めるため、あらかじめスケジュールを定める。

また、連携・協力する事務が複数ある場合には、事務ごとの実施時期についても明確にする。

2 連携・協力を行う消防事務の内容及び方法

消防事務のうち、連携・協力を行う事務の内容及び方法について、連携・協力を実施する消防事務ごとに次の（１）から（６）までの事項が明確になるよう計画に定める。

（１）連携・協力を行う消防事務の内容

連携・協力を行う事務の内容を明示する。なお、指令の共同運用を行う場合は、原則として、高度な運用についても併せて実施を検討し、その実施内容や目標時期について定める。

また、連携・協力を実施する事務に応じて、職員交流や相互応援体制の構築、見直しを検討し、その内容を定める。

（２）連携・協力を行う地域

一部の地域に限定して連携・協力を行う場合、連携・協力を実施する地域を明確にする。

（３）連携・協力を行う方法

（１）で定めた連携・協力を行う消防事務ごとに、活用する地方自治法又は消防組織法上の方法を明示する。

（４）連携・協用に要する人員の配置

連携・協力を行う消防事務に従事する人員の必要数及び配置部署並びに各本部から派遣する人員数について定める。

また、指令の共同運用など連携・協力による業務の集約により人員の効率化が見込まれる場合は、その人員数や現場要員等への配置の見込みについて定める。

（５）連携・協用に伴う車両、施設等の整備計画

連携・協力を行う消防事務に直接関係する車両、施設等の整備計画について定める。

（６）連携・協用に係る費用の見通しと分担方法

連携・協力を実施するに当たり必要となる人件費、車両・施設等の整備費、維持管理費等について、総額の見通しと消防本部間での分担方法について定める。なお、これらの費用について、将来的に削減効果が見込まれる場合はその効果について定める。

3 連携・協力を行う消防事務とそれ以外の消防事務の連携の確保に関する事項

連携・協用の実施に当たって、連携・協用を実施していない他の消防事務との連携を十分に確保しておくことが必要であり、情報の共有・伝達体制の整備方法等、管内の消防事務全体を円滑に実施するために必要となる事項について定める。

■参考資料7 市町村の消防の連携・協力の基本指針の一部改正について（通知）■

消防消第93号
令和6年4月1日

各都道府県知事
各指定都市市長 } 殿

消防庁長官

市町村の消防の連携・協力の基本指針の一部改正について（通知）

市町村の消防の広域化の基本指針の一部を改正する件（令和6年消防庁告示第8号。以下「改正告示」という。）が令和6年3月29日に告示され、本日施行されたことに伴い、「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」の一部について別添資料のとおり改正しました。

貴職におかれましては、下記の主な改正内容に留意されるとともに、各都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 消防をとりまく課題とその対応方策（本通知による改正後の「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」（以下「連携・協力基本指針」という。）第1、1）

近年、激甚化・頻発化する自然災害等への警戒が必要であり、常備消防の体制の整備・確立のため消防の広域化を推進してきたところであるが、平成31年以降、広域化した7地域のうち5地域では、消防の連携・協力に取り組んでいたことから、消防の連携・協力は広域化の実現につながるものと考えられるため、積極的に推進する必要があるとしたこと。

- 2 都道府県の役割（連携・協力基本指針第1、2、（2）、（イ））

推進計画に位置付けることが望ましい連携・協力として、7つの類型を挙げ、そのうち、指令の共同運用については、指令システムに関する標準仕様書に基づいて当該システムを既に整備し、又はその整備を検討している場合は、指令の共同運用の検討の円滑化にも資するものと考えられるため、都道

府県は、指令センターの更新時期や、標準化の進捗、検討状況を把握し、消防本部に対して指令の共同運用についての検討を促し、その結果を推進計画に反映させることが必要であるとしたこと。

3 消防庁の役割（連携・協力基本指針第1、2、(2)、(ウ)）

連携・協力を実現した他の消防本部における優良事例の横展開、消防用車両出動シミュレーションシステムの活用促進などソフト面の支援を積極的に行うこととし、また、消防庁が講じる財政措置について追記したこと。

4 連携・協力の具体例（連携・協力基本指針第1、2、(3)）

連携・協力の具体例として、7つの類型（①指令の共同運用、②消防用車両、資機材等の共同整備、③高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務、④特殊な救助等専門部隊（水難救助隊、山岳救助隊、NBC災害対応隊等）の共同設置、⑤専門的な人材育成の推進、⑥訓練の定期的な共同実施、⑦現場活動要領の統一）とそれぞれの効果を示したこと。

5 消防の連携・協力を推進する期間（連携・協力基本指針第2）

消防の連携・協力の推進期限を、消防の広域化の推進期間も踏まえ、令和11年4月1日までとしたこと。

6 連携・協力実施計画に定める事項（連携・協力基本指針別紙）

(1) 連携・協力を行う消防事務の内容（連携・協力基本指針別紙2、(1)）

指令の共同運用を行う場合は、原則として、高度な運用についても併せて実施を検討し、その実施内容や目標時期を定め、また、連携・協力を実施する事務に応じて、職員交流や相互応援体制の構築、見直しを検討し、その内容を定めるとしたこと。

(2) 連携・協用に要する人員の配置（連携・協力基本指針別紙2、(4)）

指令の共同運用など連携・協力による業務の集約により人員の効率化が見込まれる場合は、その人員数や現場要員等への配置の見込みについて定めるとしたこと。

(3) 連携・協用に係る費用の見通しと分担方法（連携・協力基本指針別紙2、(6)）

連携・協力を実施するに当たり必要となる費用について、将来的に削減効果が見込まれる場合はその効果について定めるとしたこと。

■参考資料 8 消防の広域化及び連携・協力の推進にかかる財政措置（令和6年度）■

消防の広域化及び連携・協力の推進にかかる財政措置（令和6年度）

（赤字＝拡充項目）



消防の広域化	都道府県	普通交付税	消防広域化推進経費 ・広域化消防運営計画の作成等に関する情報提供、助言等及び消防広域化重点地域の指定、協議会への参加等に必要経費
		特別交付税 [※1]	広域化対象市町村に対する支援に要する経費 ・広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の交付に要する経費
市町村	特別交付税 [※1]	消防広域化準備経費(中心消防本部0.7) ・広域消防運営計画策定経費 ・広域化協議会負担金 ・協議会委員報酬 ・広報誌作成費 等	
		消防広域化臨時経費 ・消防本部の統合、署所の再配置に伴う通信施設、設備等の整備に要する経費 ・消防本部の名称、場所の変更等に必要となる経費 ・業務の統一に必要なシステム変更、規程の整備等に要する経費 等	
	地方債	防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債 [※2、※3] ・消防署等(消防署、出張所及び消防指令センターをいう。)の増改築(広域化後10年度以内に完了するもの。) ・統合される消防本部を消防署等として有効活用するために必要となる増改築(広域化後10年度以内に完了するもの。) ・消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備(広域化後5年度以内に完了するもの。) 一般事業債・一般補助施設整備等事業債 ・消防本部庁舎の整備	
補助金優先配分		消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって特別の配慮を行う。	
連携・協力	都道府県	広域化対象市町村に対する支援に要する経費 ・消防の連携・協力に取り組む市町村に対する補助金、交付金等の交付に要する経費	
		消防広域化準備経費 ・消防指令センターの共同運用に参照するために、当該消防本部の現行システムの更新時期を延長して運用する場合に生じた、通常の保守経費を上回る割増経費(やむを得ない場合の機器更新費用を含む。) ・連携・協力実施計画策定経費、協議会負担金 等	
	市町村	消防広域化臨時経費 ・共同部隊の設置に必要な整備費 等	
		防災対策事業債 ・高機能消防指令センターの新築及び増改築[※4](連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。) ・消防用車両等の整備(連携・協力実施計画に位置付けてから5年度以内に完了するもの。) ・訓練施設の整備(連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。) 緊急防災・減災事業債 ・高機能消防指令センターの新築及び増改築[※4](連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。) ・消防用車両等の整備(連携・協力実施計画に位置付けてから5年度以内に完了するもの。) ※具体的には、はしご自動車、化学消防車、大型化学消防車等、消防艇、特殊車等 ・訓練施設の整備(連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。)	
補助金優先配分		消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって特別の配慮を行う。	

※1 都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであって、令和11年4月1日までに完了したものに限り、 ※特別交付税の措置率は中心消防本部を除き0.5

※2 消防広域化重点地域に指定された市町村に限る。

※3 広域化後又は連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了する事業(一部5年度以内)が対象であるが、緊急防災・減災事業債の事業年度は令和7年度までである。

※4 消防指令システム及び機器、指令センター建物及び用地(本部庁舎、消防署等と同じ建物である場合、指令センター部分を按分)、消防救急デジタル無線の整備を含む。

出典：消防庁 消防・救急課 消防広域化関係資料

■参考資料9 平成18年消防組織法改正以降の広域化の実績（令和6年4月1日現在）■

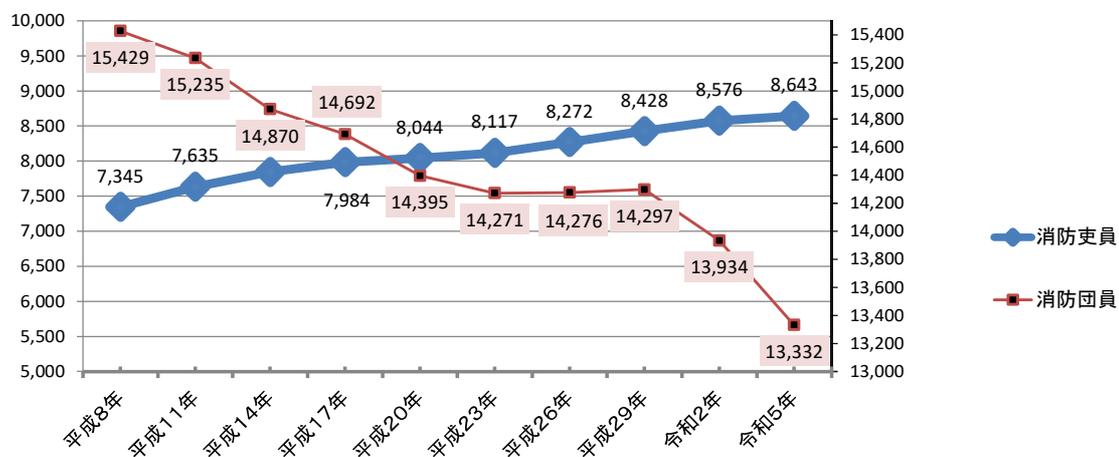
広域化年月日	No	都道府県	広域化後の消防本部	広域化の方式	広域化前の消防本部等	広域化年月日	No	都道府県	広域化後の消防本部	広域化の方式	広域化前の消防本部等								
H21.4.1	1	北海道	富良野広域連合消防本部	広域連合	富良野地区消防組合消防本部 上川南部消防事務組合消防本部	H26.4.1	31	大阪府	大東四條砲消防本部	一部事務組合	大東市消防本部 四條城市消防本部 中和広域消防組合消防本部 西和消防組合消防本部 山辺広域行政事務組合消防本部 香芝・広域消防組合消防本部 大和郡山市消防本部								
	2	広島県	東広島市消防局	事務委託	東広島市消防局 竹原広域消防本部		32	奈良県	奈良県広域消防組合消防本部	一部事務組合	桜井市消防本部 五條市消防本部 宇陀広域消防組合消防本部 葛城市消防本部 中吉野広域消防組合消防本部 吉野広域行政事務組合消防本部								
	3	福岡県	久留米広域消防本部	一部事務組合	久留米市消防本部 福岡県南広域消防組合消防本部						33	佐賀県	伊万里・有田消防本部	一部事務組合	伊万里市消防本部 有田町消防本部				
H22.4.1	4	東京都	東京消防庁	事務委託	東京消防庁 東久留米市消防本部 福波広域圏消防本部										34	熊本県	熊本市消防局	事務委託	熊本市消防局 高道原南消防本部
H23.4.1	5	富山県	砺波地域消防組合消防本部	一部事務組合	小矢部市消防本部 にししか消防本部														H26.10.1
	6	兵庫県	北はりま消防本部	一部事務組合	加東市消防本部 加西市消防本部						H27.4.1	大塚市	豊中市消防局	事務委託	豊中市消防本部 能勢町(非常備)				
H23.11.28	7	奈良県	五條市消防本部	事務委託	五條市消防本部 十津川村(非常備)										39	宮崎県	西臼杵広域行政事務組合消防本部	一部事務組合	
H23.12.1	8	山形県	山形市消防本部	事務委託	山形市消防本部 山辺町(非常備) 中山町(非常備)						H27.10.1	栃木県	那須地区消防本部	一部事務組合					大田原地区広域消防組合消防本部 黒磯那須消防組合消防本部
	H24.4.1	9	北海道	砂川地区広域消防組合消防本部	一部事務組合										上砂川町消防本部 砂川地区広域消防組合消防本部	41	北海道	とから広域消防局	一部事務組合
10		山形県	置賜広域行政事務組合消防本部	一部事務組合	米沢市消防本部 南陽市消防本部 高島町消防本部 川西町消防本部						42	埼玉県	草加八潮消防局	一部事務組合	草加市消防本部 八潮市消防本部				
11		茨城県	ひたちなか・東海広域事務組合消防本部	一部事務組合	ひたちなか市消防本部 東海村消防本部										43	神奈川県	厚木市消防本部	事務委託	厚木市消防本部 清川村(非常備)
12		山口県	宇部・山陽小野田消防局	一部事務組合	宇部市消防本部 山陽小野田市消防本部		44	静岡県	静岡市消防局	事務委託	静岡市消防局 島田市消防本部 吉田町牧之原市広域施設組合消防本部 牧之原市相良消防本部								
H24.10.1	13	滋賀県	東近江行政組合消防本部	一部事務組合	東近江行政組合消防本部 愛知郡広域行政組合消防本部 黒部市消防本部						45	静岡県	駿東伊豆消防本部	一部事務組合	沼津市消防本部 田方消防本部 伊東市消防本部 清水町消防本部 東伊豆町消防本部 三島市消防本部				
H25.3.30	14	富山県	新川地域消防本部	一部事務組合	入善町消防本部 朝日町消防本部		46	静岡県	富士山南東消防本部	一部事務組合					裾野市消防本部 長泉町消防本部				
H25.3.31	15	青森県	青森地域広域消防事務組合消防本部	一部事務組合	青森地域広域消防事務組合消防本部 平内町(北部上北広域の構成町)						47	大阪府	箕面市消防本部	事務委託	箕面市消防本部 豊能町消防本部				
	16	神奈川県	小田原市消防本部	事務委託	小田原市消防本部 足柄消防組合消防本部		48	和歌山県	新宮市消防本部	事務委託					新宮市消防本部 北山村(非常備)				
	17	富山県	富山県東部消防組合消防本部	一部事務組合	魚津市消防本部 滑川市消防本部 上市町消防本部 舟橋村(非常備)						H29.4.1	神奈川県	横須賀市消防局	事務委託	横須賀市消防局 三浦市消防本部				
	18	静岡県	志太広域事務組合志太消防本部	一部事務組合	焼津市消防本部 藤枝市消防本部		50	石川県	白山野々市広域消防本部	一部事務組合					白山野々市広域消防本部 川北町(能美広域事務組合消防本部の一部)				
H25.4.1	19	埼玉県	埼玉東部消防組合消防局	一部事務組合	久喜地区消防組合消防本部 加須市消防本部 幸手市消防本部 白岡市消防本部 杉戸町消防本部 所沢市消防本部						H30.4.1	岐阜県	岐阜市消防本部	事務委託	岐阜市消防本部 山県市消防本部 本巣消防事務組合消防本部 尾三消防本部				
	20	埼玉県	埼玉西部消防局	一部事務組合	秩山市消防本部 入間市消防本部 埼玉西部広域消防本部		51	愛知県	尾三消防本部	一部事務組合					長久手市消防本部 豊明市消防本部 岩沼市消防本部				
	21	静岡県	下田消防本部	一部事務組合	下田消防本部 西伊豆広域消防本部						52	宮城県	あぶくま消防本部	一部事務組合	亶理地区行政事務組合消防本部 久留米広域消防本部				
	22	大阪府	泉州南消防組合泉州南広域消防本部	一部事務組合	阪南消防組合消防本部 泉南市消防本部 熊取町消防本部 たつの市消防本部		53	福岡県	久留米広域消防本部	一部事務組合					大川市消防本部 高岡市消防本部				
	H25.7.1	23	兵庫県	西はりま消防本部	一部事務組合						宍粟市消防本部 相生市消防本部 佐用町消防本部	54	富山県	高岡市消防本部	事務委託	水見市消防本部 堺市消防局 大飯狭山市消防本部			
		24	兵庫県	南但消防本部	一部事務組合		朝来市消防本部 養父市消防本部 佐賀広域消防局	55	山形県	高岡市消防本部	事務委託					高岡市消防本部 水見市消防本部			
		25	佐賀県	佐賀広域消防局	広域連合		神埼地区消防事務組合消防本部					56	大阪府	堺市消防局	事務委託	大飯狭山市消防本部 茅ヶ崎市消防本部			
		26	鹿児島県	指宿南九州消防組合消防本部	一部事務組合		指宿地区消防組合消防本部 南九州市の川辺町・知覧町	R3.4.1	北海道	滝川地区広域消防事務組合消防本部	一部事務組合					滝川地区広域消防事務組合消防本部 戸別市消防本部 赤平市消防本部			
	H26.4.1	27	青森県	弘前地区消防事務組合消防本部	一部事務組合		弘前地区消防事務組合消防本部 黒石地区消防事務組合消防本部 平川市消防本部 板柳町消防本部					R4.4.1	神奈川県	茅ヶ崎市消防本部	事務委託	茅ヶ崎市消防本部 窪川町消防本部			
		28	北海道	滝川地区広域消防事務組合消防本部	一部事務組合		滝川地区広域消防事務組合消防本部 戸別市消防本部 赤平市消防本部	R5.4.1	埼玉県	上尾市消防本部	事務委託					上尾市消防本部 伊奈町消防本部			
H26.4.1	29	北海道	旭川市消防本部	事務委託	上川町(上川中部消防組合の構成町) 旭川市消防本部		R6.4.1					大阪府	大阪南消防局	一部事務組合	柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部 富田林市消防本部 河内長野市消防本部				
	30	北海道	大空消防組合消防本部	一部事務組合	比布町(上川中部消防組合の構成町) 愛別町(上川中部消防組合の構成町) 当麻町(上川中部消防組合の構成町) 大空消防組合														

出典：総務省消防庁 消防白書から一部加工して作成

運用開始年月日	No	都道府県	方式	消防本部 ※赤字は広域化した消防本本部	運用開始年月日	No	都道府県	方式	消防本部 ※赤字は広域化した消防本本部								
H28.4.1	39	福岡県	協議会	・久留米市消防本部	H29.4.1	44	神奈川県	協議会	・平塚市消防本部								
				・大川市消防本部					・大磯町消防本部								
				H31.4.1広域化(久留米広域消防本部)					・二宮町消防本部								
				・八女消防本部					・福岡市消防局								
				・柳川市消防本部					・春日・大野城・那珂川消防組合消防本部								
・大牟田市消防本部	・粕屋南部消防組合消防本部																
・筑後市消防本部	・宗像地区消防本部																
・甘木・朝倉消防本部	・粕屋北部消防本部																
・みやま市消防本部	・筑紫野太宰府消防組合消防本部(R5.11.1加入)																
H28.4.1	40	鹿児島県	協議会	・南さつま市消防本部 ・指宿南九州消防組合	H30.4.1	46	愛知県	内部組織 共同設置	・岡崎市消防本部 ・幸田町消防本部								
H28.4.1	41	沖縄県	協議会	・豊見城市消防本部	R3.2.26	47	大阪府	協議会	・岸和田市消防本部 ・忠岡町消防本部								
				・うるま市消防本部	R5.4.1	48	富山県	事務委託	・富山市消防局 ・立山町消防本部								
				・宮古島市消防本部	R5.11.9	49	高知県	協議会	・高知市消防局 ・土佐市消防本部								
				・宜野湾市消防本部	R6.4.1	50	埼玉県	協議会	・坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部 ・西入間広域消防本部 (H27.4.1～共同運用) ・埼玉西部消防局 ・比企広域消防本部								
				・石垣市消防本部					R6.4.1	51	山形県	協議会	・置賜広域行政事務組合消防本部 ・西置賜行政組合消防本部				
				・久米島町消防本部					R6.4.1	52	三重県	協議会	・伊賀市消防本部 ・名張市消防本部				
				・東部消防組合消防本部					R6.4.1	53	京都府	協議会	・舞鶴市消防本部 ・福知山市消防本部 ・綾部市消防本部 ・京都中部広域消防組合消防本部 ・宮津与謝消防組合消防本部 ・京丹後市消防本部				
				・中城北中城消防本部	R6.4.1	54	大阪府	協議会					・豊中市消防本部 ・池田市消防本部 (H27.4.1～共同運用) ・吹田市消防本部 ・摂津市消防本部 (H28.4.1～共同運用) ・箕面市消防本部				
				・名護市消防本部									R6.4.1	55	愛媛県	協議会	・松山市消防局 ・伊予消防等事務組合消防本部 ・東温市消防本部
				・糸満市消防本部													・常陸太田市消防本部
				・比謝川行政事務組合ニライ消防本部													・大洗町消防本部
				・金武地区消防衛生組合消防本部													・北茨城市消防本部
				・島尻消防・清掃組合消防本部													・鹿島地方事務組合消防本部
				・国頭地区行政事務組合消防本部													・常陸大宮市消防本部
				・伊江村(非常備)													・鹿行広域事務組合消防本部
				・渡嘉敷村(非常備)													・高萩市消防本部
				・座間味村(非常備)													・大子町消防本部
				・粟国村(非常備)	・土浦市消防本部												
				・速名喜村(非常備)	・水戸市消防本部												
				・南大東村(非常備)	・取手市消防本部												
				・北大東村(非常備)	・笠間市消防本部												
				・伊平屋村(非常備)	・石岡市消防本部												
				・伊是名村(非常備)	・那珂市消防本部												
・多良間村(非常備)	・かすみがうら市消防本部																
・竹富町(非常備)	・小美玉市消防本部																
・与那国町(非常備)	・茨城町消防本部																
・北上地区消防組合消防本部	・筑西広域市町村圏事務組合消防本部																
・盛岡地区広域消防組合消防本部	・常総地方広域市町村圏事務組合消防本部																
・奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部	・茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部																

消防庁 消防・救急課 消防広域化関係資料から作成

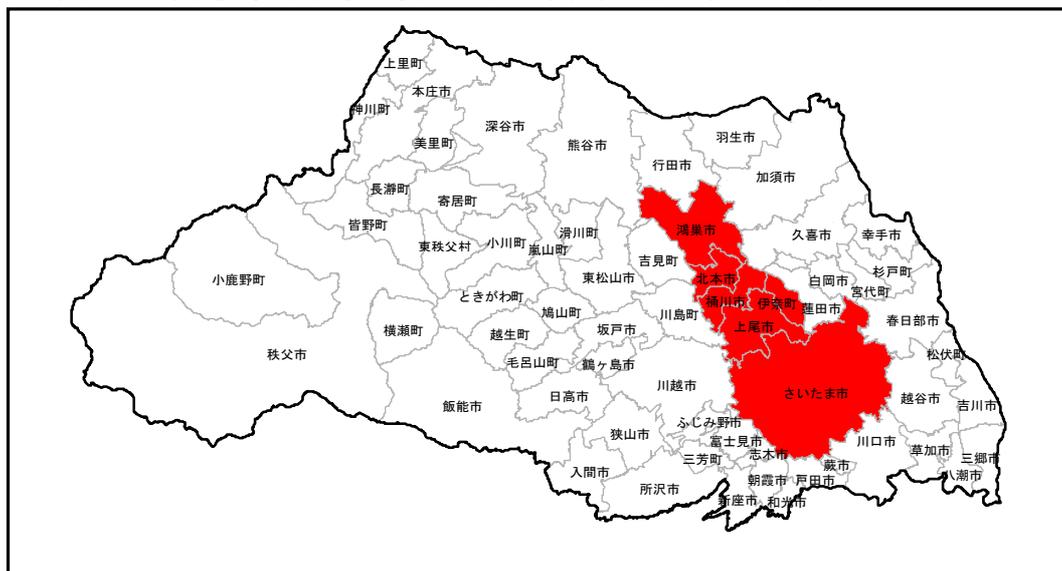
■参考資料 1 1 消防吏員数・消防団員数の推移■



■参考資料12 埼玉県内の消防広域化の進捗（令和6年4月1日現在）■

第1ブロック

さいたま市、上尾市、伊奈町、埼玉県央広域（鴻巣市・桶川市・北本市）



	面積 (km ²)	人口(人)			
		令和2年	令和6年	令和12年(推計)	令和17年(推計)
さいたま市	217.4	1,324,025	1,347,547	1,362,700	1,365,486
上尾市	60.3	271,781	272,816	267,136	261,992
上尾市	45.5	226,940	227,819	221,466	216,497
伊奈町	14.8	44,841	44,997	45,670	45,495
埼玉県央広域	112.6	256,777	254,815	242,261	232,619
鴻巣市	67.4	116,828	116,386	110,345	106,059
桶川市	25.4	74,748	73,874	72,171	70,312
北本市	19.8	65,201	64,555	59,745	56,248
計	390.3	1,852,583	1,875,178	1,872,097	1,860,097

広域化に向けたこれまでの取組

平成20年7月	消防長説明会、事務担当者説明会、市町村長説明
平成20年9月	県主催のブロック連絡会議
平成21年2月	ブロック勉強会を設置
平成25年4月	上尾市と伊奈町が消防指令の一部統合運用を開始
平成26年7月	上尾市と伊奈町が消防広域化協議会を設立
平成26年9月	上尾市と伊奈町を広域化重点地域に指定
令和5年4月	上尾市・伊奈町消防広域化(伊奈町が上尾市に事務委託)

第2ブロック

川口市、蕨市、戸田市



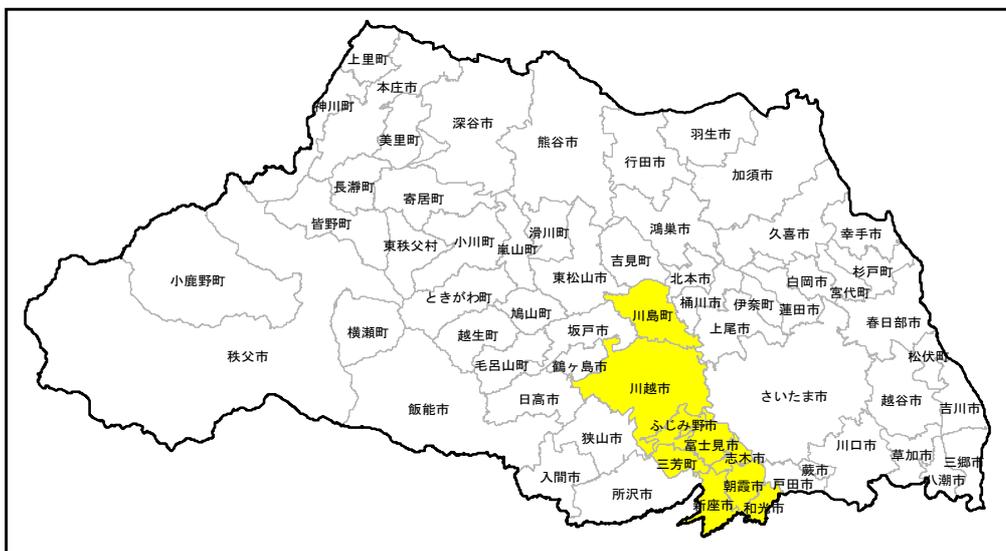
	面積 (km ²)	人口(人)			
		令和2年	令和6年	令和12年(推計)	令和17年(推計)
川口市	62.0	594,274	594,248	605,418	606,590
蕨市	5.1	74,283	74,517	74,684	74,655
戸田市	18.2	140,899	142,141	148,217	150,241
計	85.3	809,456	810,906	828,319	831,486

広域化に向けたこれまでの取組

平成20年7月	消防長説明会、事務担当者説明会、市町村長説明
平成20年9月	県主催のブロック連絡会議
平成23年10月	川口市と鳩ヶ谷市が合併
平成29年3月	広域化勉強会を開始
平成30年3月	広域化のメリットと課題を検証した広域化報告書のとりまとめ
平成30年11月	広域化勉強会において「連携と協力」について検討

第3ブロック

川越地区(川越市・川島町)、埼玉県南西部(朝霞市・志木市・和光市・新座市)、入間東部地区事務組合(富士見市・ふじみ野市・三芳町)



	面積 (km ²)	人口(人)			
		令和2年	令和6年	令和12年(推計)	令和17年(推計)
川越地区	150.8	373,949	372,762	369,686	363,908
川越市	109.1	354,571	354,346	352,898	348,570
川島町	41.6	19,378	18,416	16,788	15,338
埼玉県南西部	61.2	466,435	468,740	476,333	477,304
朝霞市	18.3	141,083	143,634	145,839	147,265
志木市	9.1	75,346	75,097	77,221	77,444
和光市	11.0	83,989	84,174	86,097	86,269
新座市	22.8	166,017	165,835	167,176	166,326
入間東部地区事務組合	49.7	263,890	264,178	260,936	258,978
富士見市	19.8	111,859	113,122	111,826	110,697
ふじみ野市	14.6	113,597	113,426	112,580	112,523
三芳町	15.3	38,434	37,630	36,530	35,758
計	261.7	1,104,274	1,105,680	1,106,955	1,100,190

広域化に向けたこれまでの取組

平成20年7月	消防長説明会、事務担当者説明会、市町村長説明
平成20年9月	県主催のブロック連絡会議
平成21年7月	ブロック勉強会の設置

第5ブロック

熊谷市、行田市、深谷市、寄居町、秩父(秩父市・小鹿野町・皆野町・横瀬町・長瀬町)、児玉郡市(本庄市・美里町・神川町・上里町)



	面積 (km ²)	人口(人)			
		令和2年	令和6年	令和12年(推計)	令和17年(推計)
熊谷市	159.8	194,415	190,027	182,280	174,770
行田市	67.5	78,617	76,453	69,888	64,977
深谷市	202.6	173,642	170,640	161,471	154,154
深谷市	138.4	141,268	139,421	132,731	127,380
寄居町	64.3	32,374	31,219	28,740	26,774
秩父消防	892.6	94,690	88,748	80,127	73,361
秩父市	577.8	59,674	56,156	51,023	47,029
横瀬町	49.4	7,979	7,537	6,912	6,383
皆野町	63.7	9,302	8,798	7,831	7,133
長瀬町	30.4	6,807	6,372	5,736	5,201
小鹿野町	171.3	10,928	9,885	8,625	7,615
児玉郡市広域	199.7	133,310	131,190	126,080	121,761
本庄市	89.7	78,569	77,729	74,876	72,647
美里町	33.4	11,039	10,722	10,363	9,969
神川町	47.4	13,359	12,785	12,185	11,529
上里町	29.2	30,343	29,954	28,656	27,616
計	1522.2	674,674	657,058	619,846	589,023

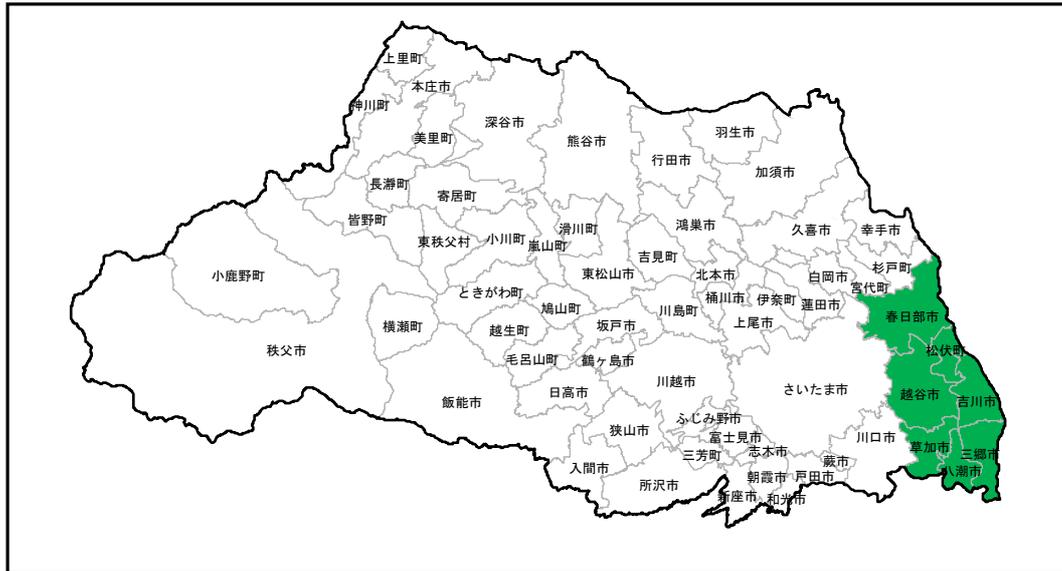
事務委託

広域化に向けたこれまでの取組

平成20年7月	消防長説明会、事務担当者説明会、市町村長説明
平成20年9月	県主催のブロック連絡会議
平成21年7月	勉強会の設置
平成23年10月	熊谷市・行田市が消防指令の一部共同化運用を開始
令和2年11月	消防広域化に係る勉強会の開催
令和3年10月	消防指令業務の共同運用に係る勉強会の開催

第6ブロック

春日部市、越谷市、三郷市、吉川松伏消防組合(吉川市・松伏町)、草加八潮(草加市・八潮市)



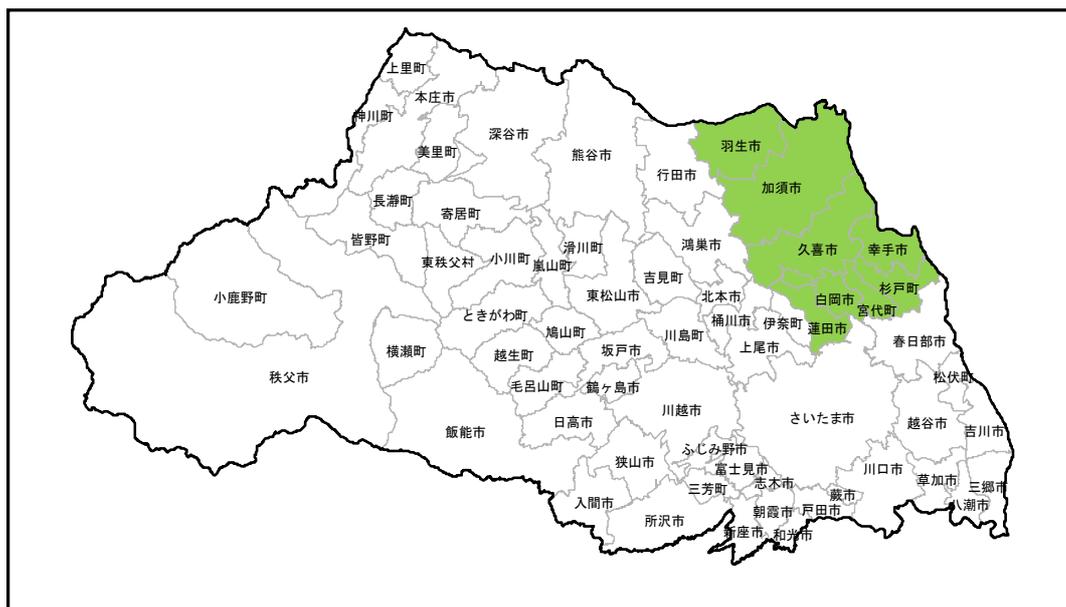
	面積 (km ²)	人口(人)			
		令和2年	令和6年	令和12年(推計)	令和17年(推計)
春日部市	66.0	229,792	226,667	213,991	203,082
越谷市	60.2	341,621	339,159	343,314	341,076
三郷市	30.1	142,145	141,259	143,139	143,045
吉川松伏消防組合	47.9	100,245	98,726	100,916	100,157
吉川市	31.7	71,979	71,345	75,487	76,318
松伏町	16.2	28,266	27,381	25,429	23,839
草加八潮消防局	45.5	341,667	343,728	340,301	338,675
草加市	27.5	248,304	249,658	244,031	240,310
八潮市	18.0	93,363	94,070	96,270	98,365
計	249.7	1,155,470	1,149,539	1,141,661	1,126,035

広域化に向けたこれまでの取組

平成20年7月	消防長説明会、事務担当者説明会、市町村長説明
平成20年9月	県主催のブロック連絡会議
平成21年7月	ブロック勉強会の設置
平成25年4月	草加市と八潮市が広域化協議会を設立 (県はオブザーバーとして参画)
平成26年2月	草加市と八潮市を広域化重点地域に指定
平成27年1月	草加市八潮市広域消防運営計画を策定
平成28年4月	草加八潮消防局の発足
令和5年5月	東埼玉消防指令業務共同運用協議会の発足

第7ブロック

羽生市、蓮田市、埼玉東部消防組合(加須市・久喜市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町)



	面積 (km ²)	人口(人)			
		令和2年	令和6年	令和12年(推計)	令和17年(推計)
羽生市	58.6	52,862	52,224	48,926	46,577
蓮田市	27.3	61,499	61,169	58,032	55,909
埼玉東部消防組合	320.5	442,477	437,381	418,061	401,059
加須市	133.3	111,623	110,887	106,034	101,906
久喜市	82.4	150,582	148,710	141,956	136,088
幸手市	33.9	50,066	48,600	45,251	42,316
白岡市	24.9	52,214	52,348	52,246	51,758
宮代町	16.0	34,147	33,625	32,654	31,506
杉戸町	30.0	43,845	43,211	39,920	37,485
計	406.5	556,838	550,774	525,019	503,545

広域化に向けたこれまでの取組

平成20年7月	消防長説明会、事務担当者説明会、市町村長説明
平成20年9月	県主催のブロック連絡会議
平成21年5月	広域化を目指した検討組織(消防広域化第7ブロック連絡協議会)立上げ
平成22年1月	消防広域化協議会設立 (県はオブザーバーとして参画)
平成24年3月	広域消防運営計画の策定
平成25年4月	埼玉東部消防組合消防局の発足
令和2年11月	消防広域化に係る勉強会の開催